

案件1

未着手都市計画道路（八事天白溪線）及び
長期未整備公園緑地（東山公園）
の見直しについて

(1) 関連する議案

第 1 号議案 名古屋都市計画用途地域の変更

第 2 号議案 名古屋都市計画特別用途地区の変更

第 3 号議案 名古屋都市計画高度地区の変更

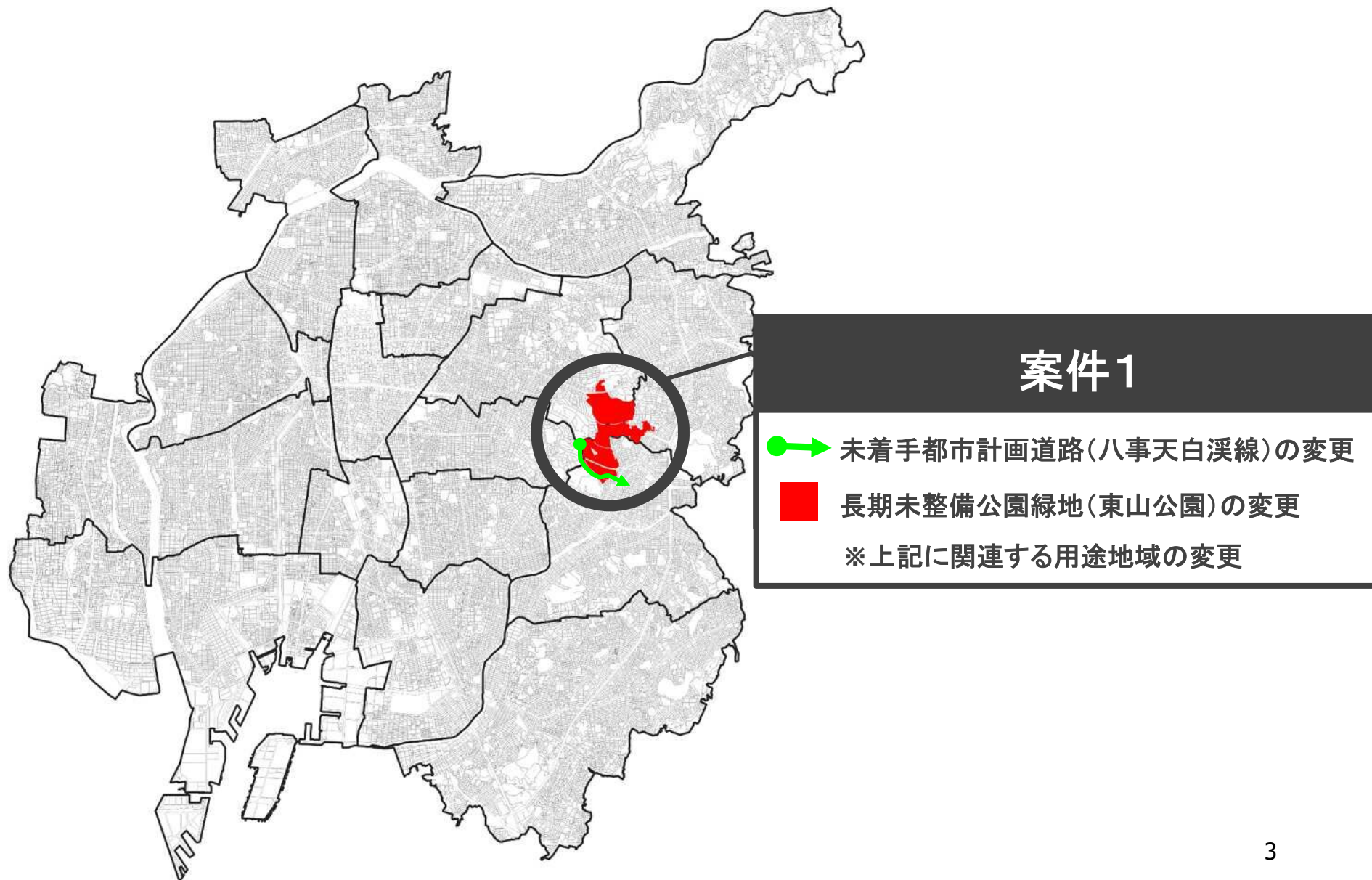
第 4 号議案 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更

第 5 号議案 名古屋都市計画風致地区の変更

第 6 号議案 名古屋都市計画道路の変更

第 7 号議案 名古屋都市計画公園の変更

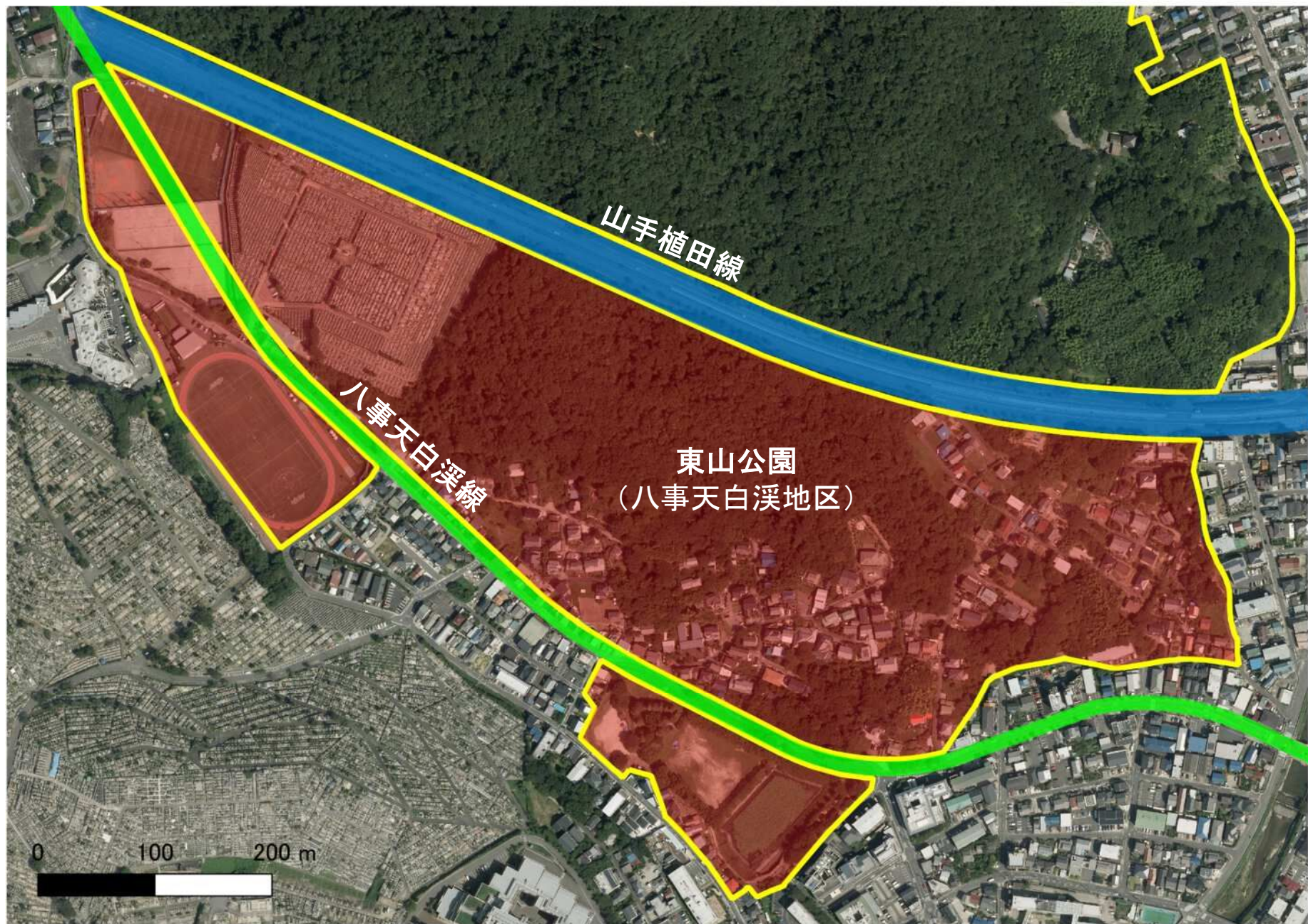
■ 案件の概要



■ 八事天白溪線及び東山公園



■ 八事天白溪線周辺



■都市計画道路及び公園緑地の見直し

○背景

都市計画道路及び都市計画公園緑地を取り巻く状況の変化

- ・人口減少や都市構造の転換など社会情勢の変化
- ・厳しい財政状況
- ・超長期に渡る建築制限

都市計画の見直し

未着手都市計画道路の整備について
(第2次整備プログラム)



H29.3策定

長期未整備公園緑地の都市計画の見直し方針と整備プログラム(第2次)



H30.3策定

(2) 八事天白溪線の都市計画変更

■路線の概要

○都市計画決定：昭和32年9月

計画幅員:16m (2車線)

起点:昭和区八事富士見

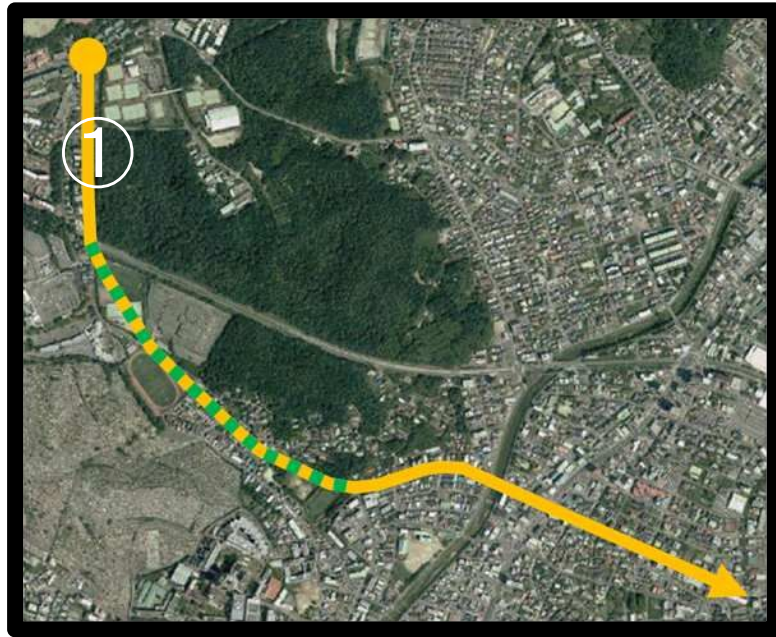
終点:天白区元植田二丁目

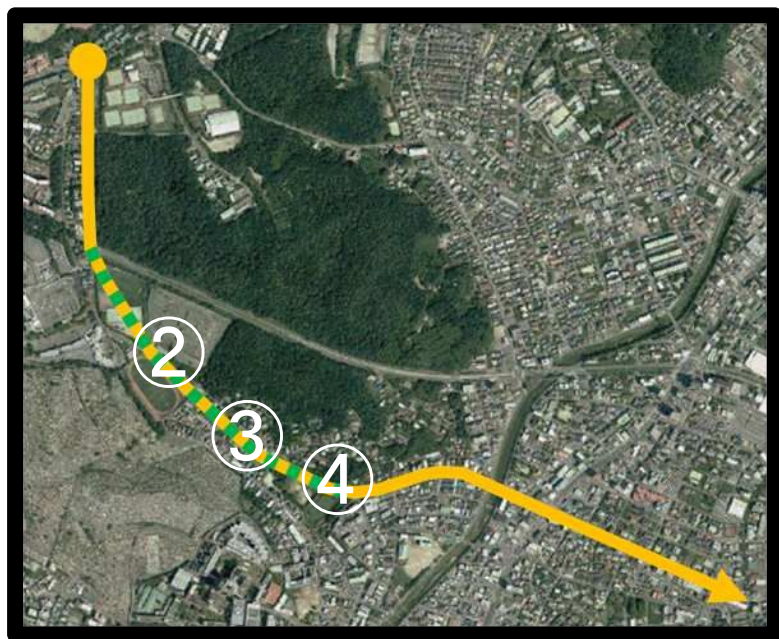
○計画延長：約 2,550m

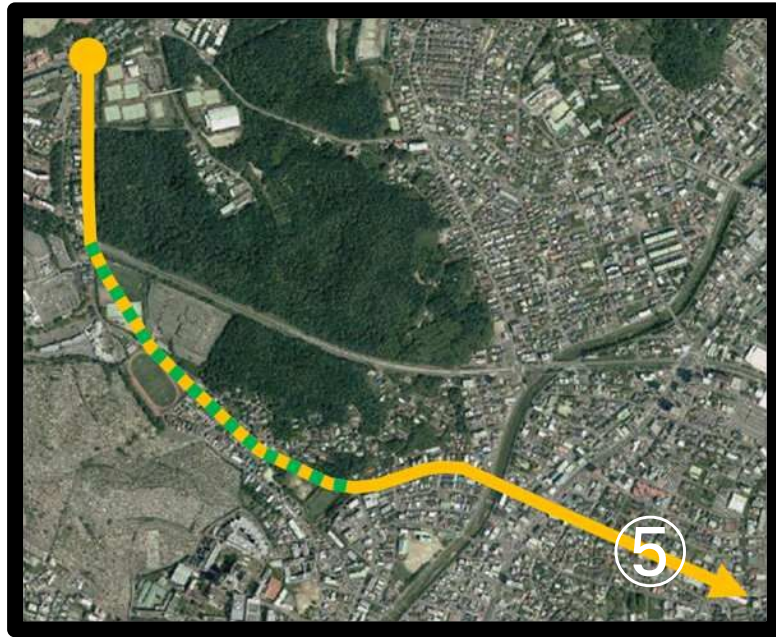
うち未着手区間：約 990m

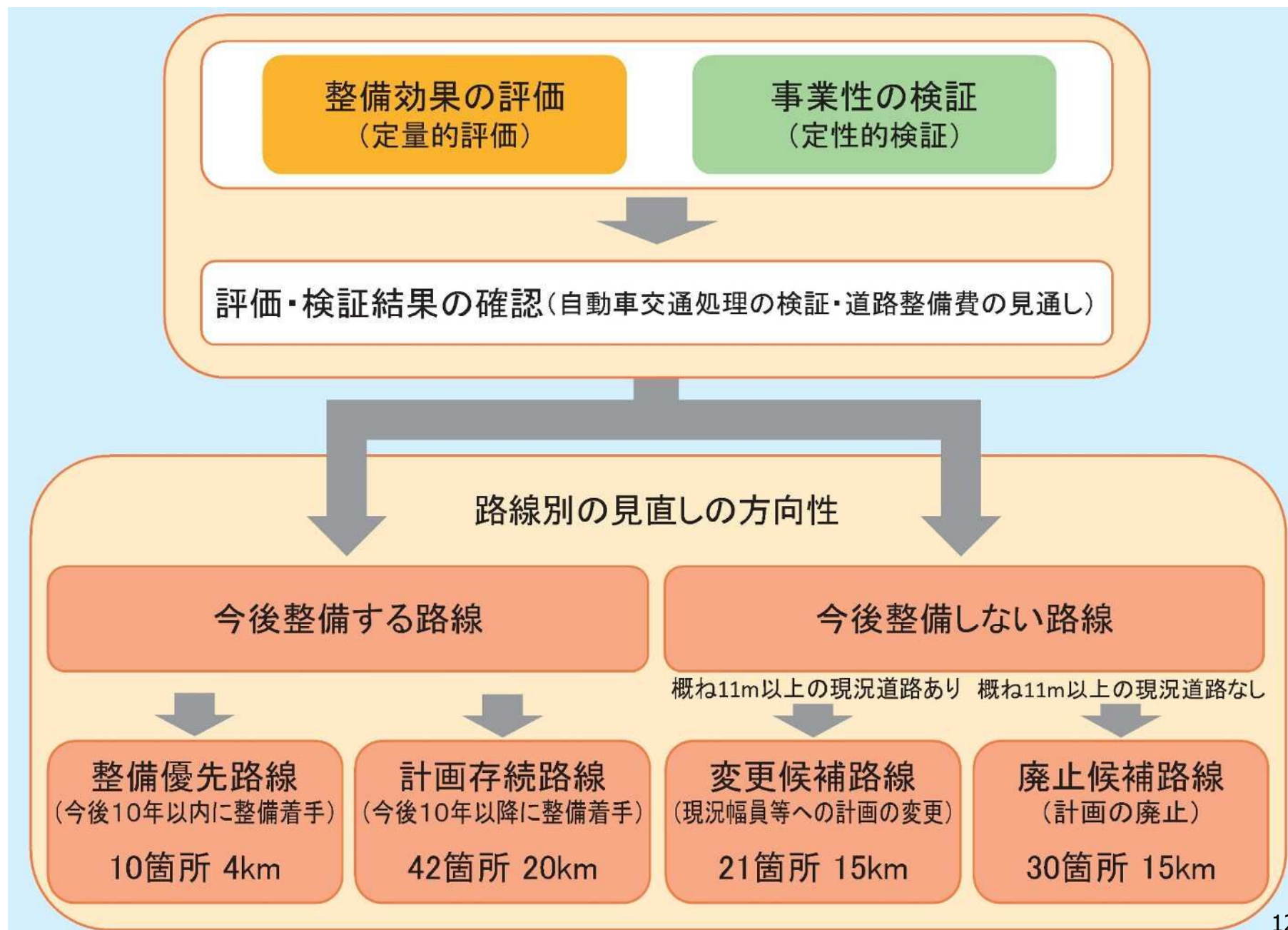
(天白町大字八事字裏山～字山田)









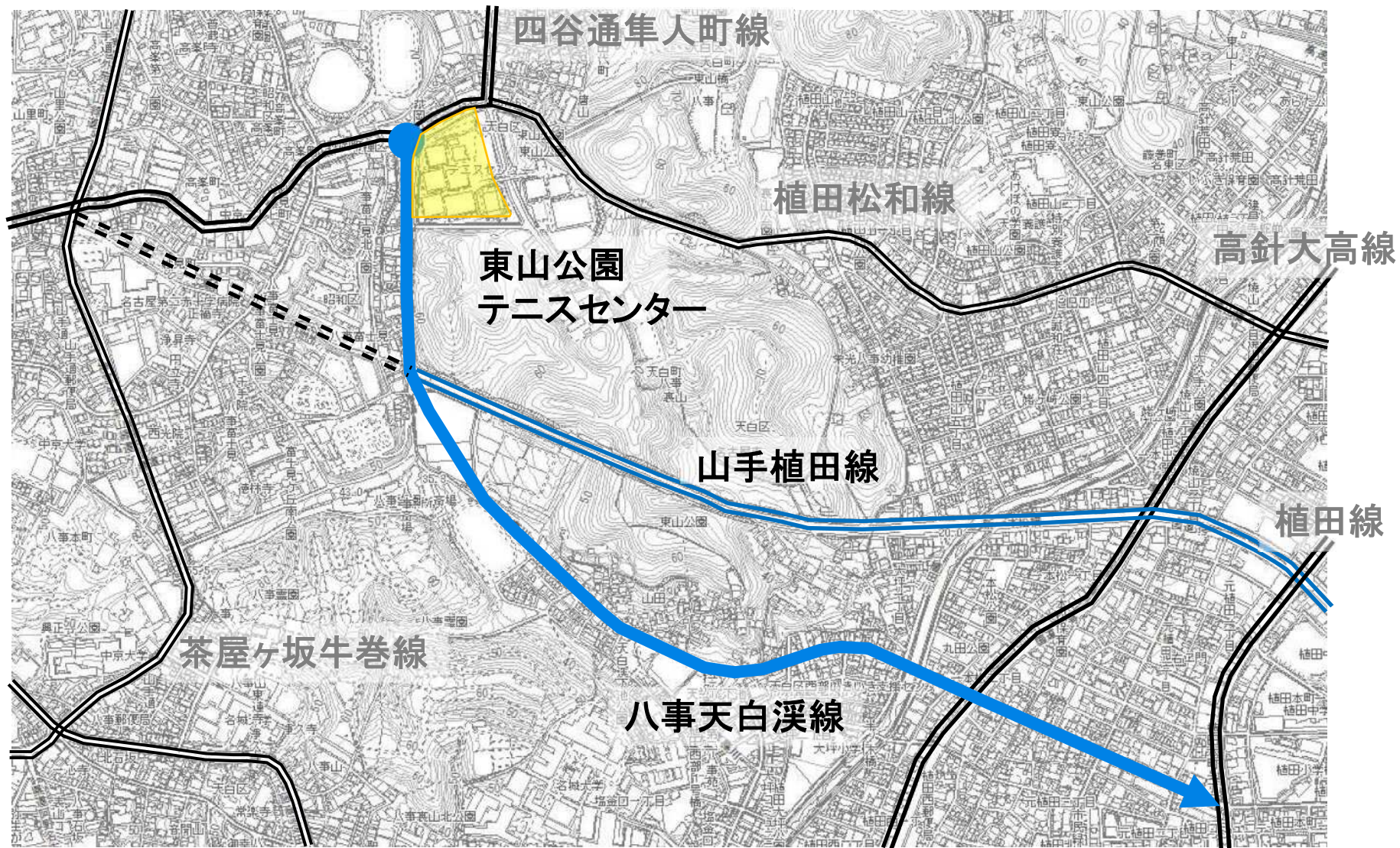


■ 第2次整備プログラムにおける評価・検証(1)

○ 整備効果の評価(定量的評価)

概要版 4ページ

評価項目	評価の基準
都心機能・ 交流機能	都心域・拠点の機能向上に資する路線 広域交通ネットワークの形成に資する路線
自動車交通 の円滑化	周辺における混雑緩和や走行性の向上等により自動車交通を円滑化する路線
防災	災害時に地域における延焼遮断機能等の防災機能を確保する路線
交通安全	道路の新設・拡充により歩行者空間等の安全性が向上する路線



■ 第2次整備プログラムにおける評価・検証(1)

○ 整備効果の評価(定量的評価)

概要版 4ページ

評価項目	評価の基準
都心機能・ 交流機能	都心域・拠点の機能向上に資する路線 広域交通ネットワークの形成に資する路線 ⇒都心域に位置せず、鉄道駅や隣接市町の計画に接続する路線ではない。
自動車交通 の円滑化	周辺における混雑緩和や走行性の向上等により自動車交通を円滑化する路線 ⇒現況道路がない又は一方通行規制となっている箇所に道路新設する計画である。
防災	災害時に地域における延焼遮断機能等の防災機能を確保する路線 ⇒防災道路ではなく、延焼クラスターの分断に寄与しない。
交通安全	道路の新設・拡充により歩行者空間等の安全性が向上する路線 ⇒通学路やバスルートではない。

総合的な整備効果は高くはない。

■第2次整備プログラムにおける評価・検証(2)

○事業性の検証(定性的検証)

概要版 4ページ

検証項目	検証の基準	基準の内容
関連事業等との連携	総合計画等における施策との連携	総合計画等で、事業化の必要性等が位置づけられている
	鉄道の立体交差化	鉄道との立体交差を検討する区間となっている
	橋梁老朽化対策	橋梁の耐震性能の確保が必要となっている
	隣接市町の事業計画	隣接市町に接続する計画となっている
	近接区間事業中	近接する区間が事業中である
	土地区画整理事業等	事業中の土地区画整理事業等に近接している
	文化財等への影響	対象路線の整備により文化財や緑地等への影響が考えられる
	事業最終区間	対象路線の整備により全線整備完了となる
	その他	上記以外に関連事業等がある
事業規模に対する道路整備の有効性	一定の機能がある道路の拡幅	計画車線数を満たし、歩車分離された現況道路等がある
	地形起伏等による事業の実現性	道路構造上の課題や、文化財等への支障がある
	交通処理を分担する道路等の有無	計画に近接して、既に一定の機能がある道路等がある
道路整備に対する熟度等	用地先行取得	先行取得している用地がある
	地元要望	地元住民等から整備に関する要望がある
	住民参加	地元説明会等を通じた合意形成
	その他	上記以外に考慮する地域の状況がある

■第2次整備プログラムにおける評価・検証(2)

○事業性の検証(定性的検証)

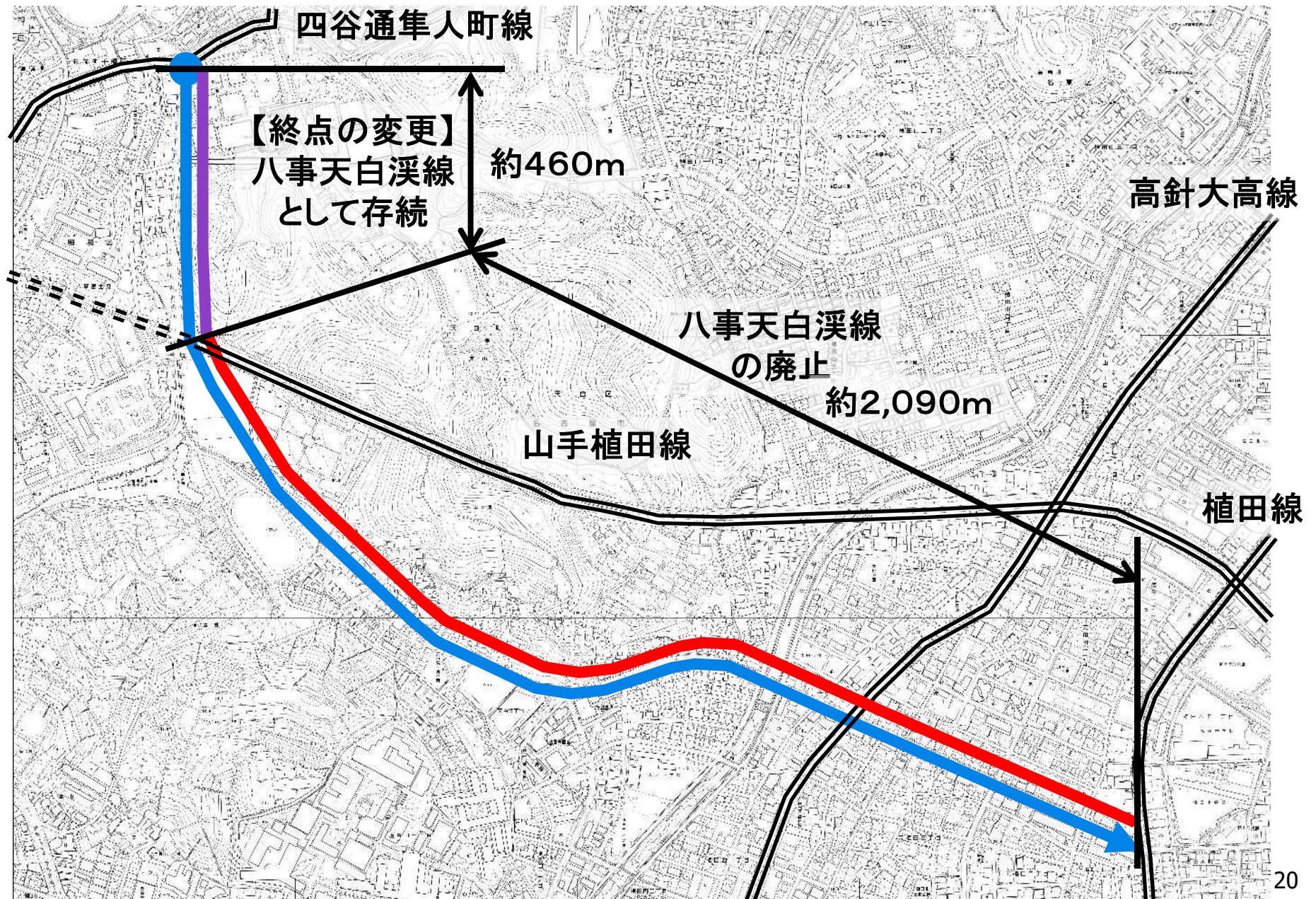
概要版 4ページ

検証項目	検証の基準	基準の内容
関連事業等との連携	総合計画等における施策との連携	総合計画等で、事業化の必要性等が位置づけられている
	鉄道の立体交差化	鉄道との立体交差を検討する区間となっている
	橋梁老朽化対策	橋梁の耐震性能の確保が必要となっている
	隣接市町の事業計画	隣接市町に接続する計画となっている
	近接区間事業中	近接する区間が事業中である
	土地区画整理事業等	事業中の土地区画整理事業等に近接している
	文化財等への影響	対象路線の整備により文化財や緑地等への影響が考えられる
	事業最終区間	対象路線の整備により全線整備完了となる
	その他	上記以外に関連事業等がある
事業規模に対する道路整備の有効性	一定の機能がある道路の拡幅	計画車線数を満たし、歩車分離された現況道路等がある
	地形起伏等による事業の実現性	道路構造上の課題や、文化財等への支障がある
	交通処理を分担する道路等の有無	計画に近接して、既に一定の機能がある道路等がある ⇒未着手区間に並行して、山手植田線が供用されている。
道路整備に対する熟度等	用地先行取得	先行取得している用地がある
	地元要望	地元住民等から整備に関する要望がある ⇒地元から廃止を求める要望がある。
	住民参加	地元説明会等を通じた合意形成
	その他	上記以外に考慮する地域の状況がある

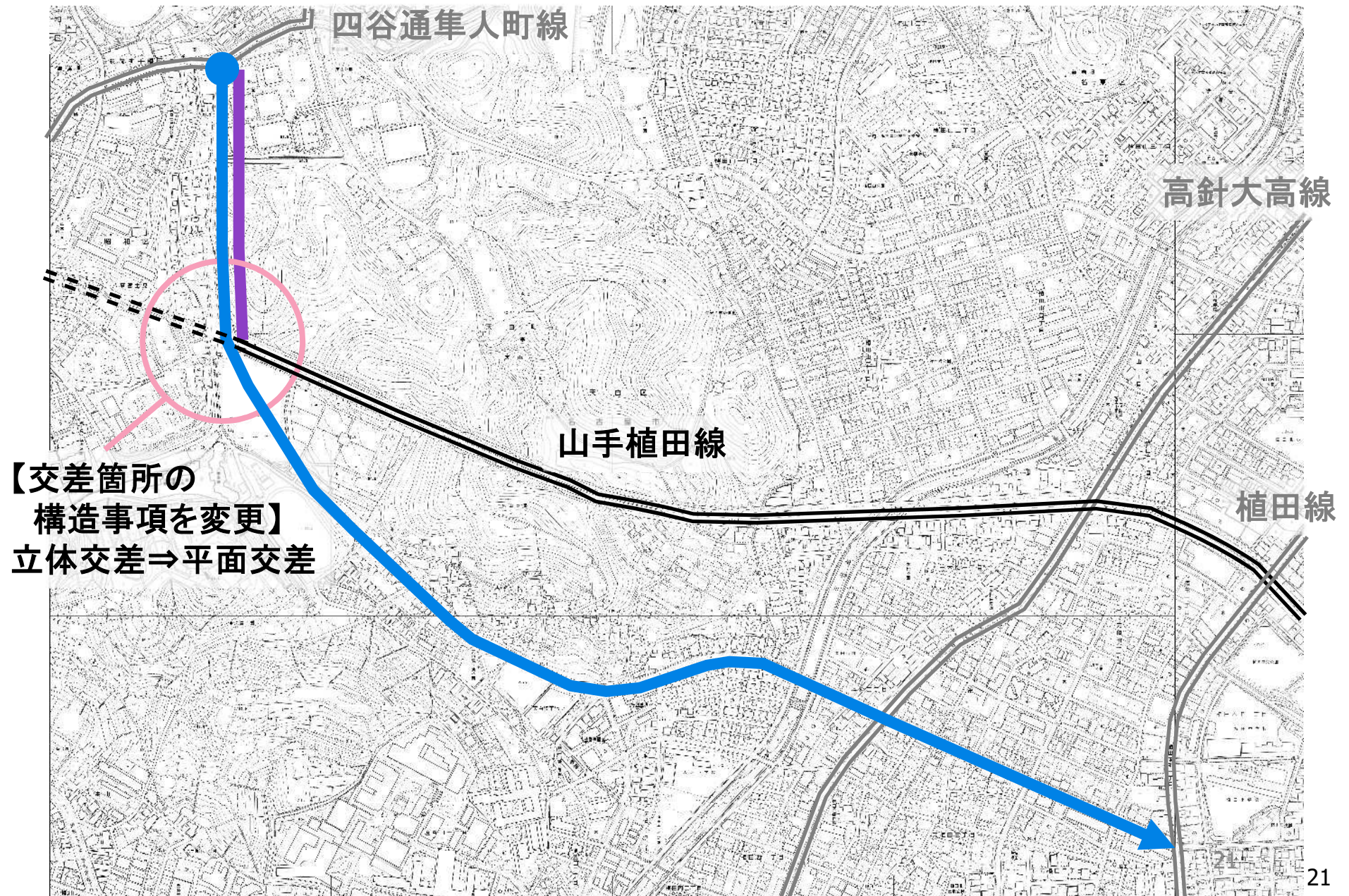




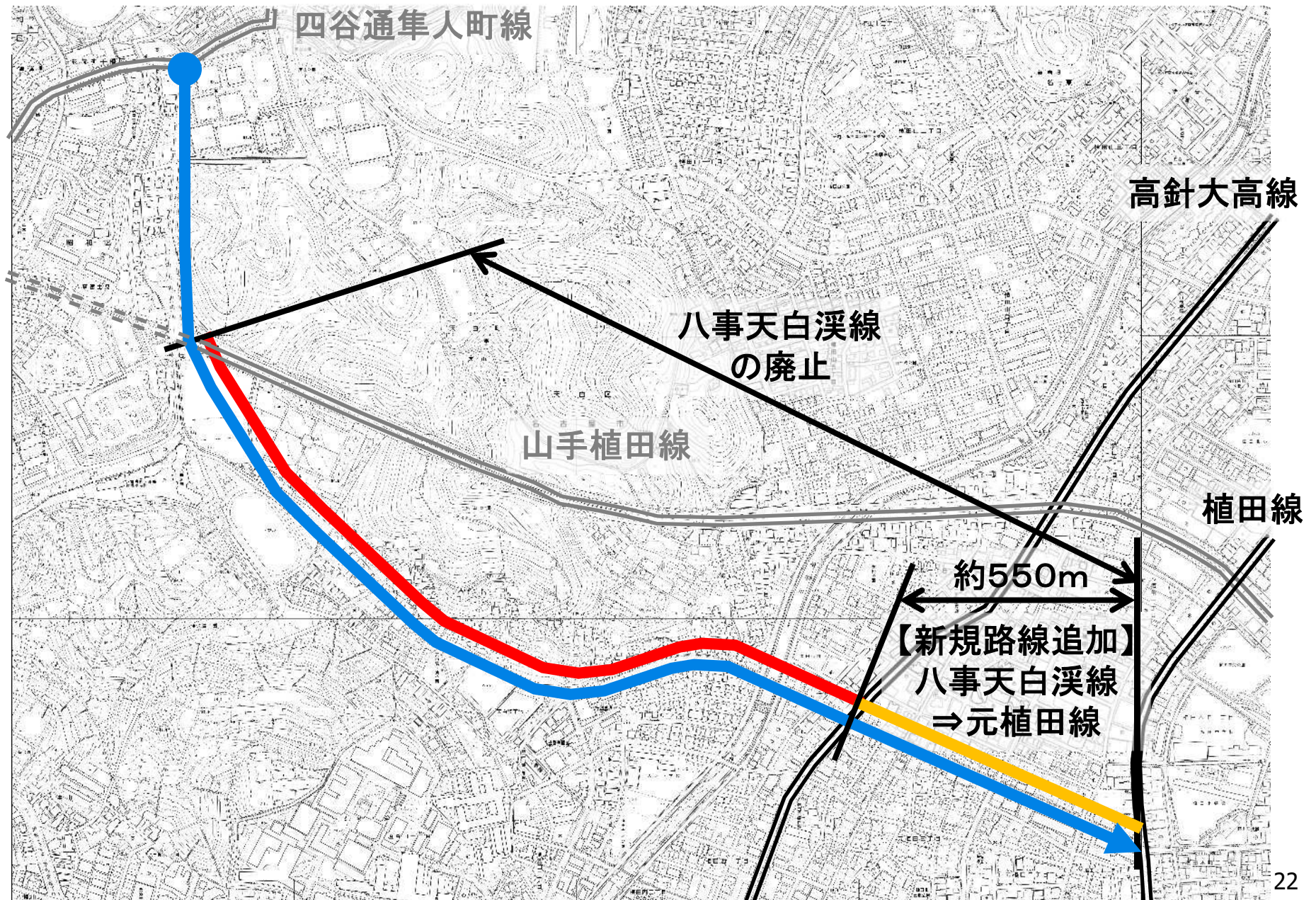
■ 変更概要図



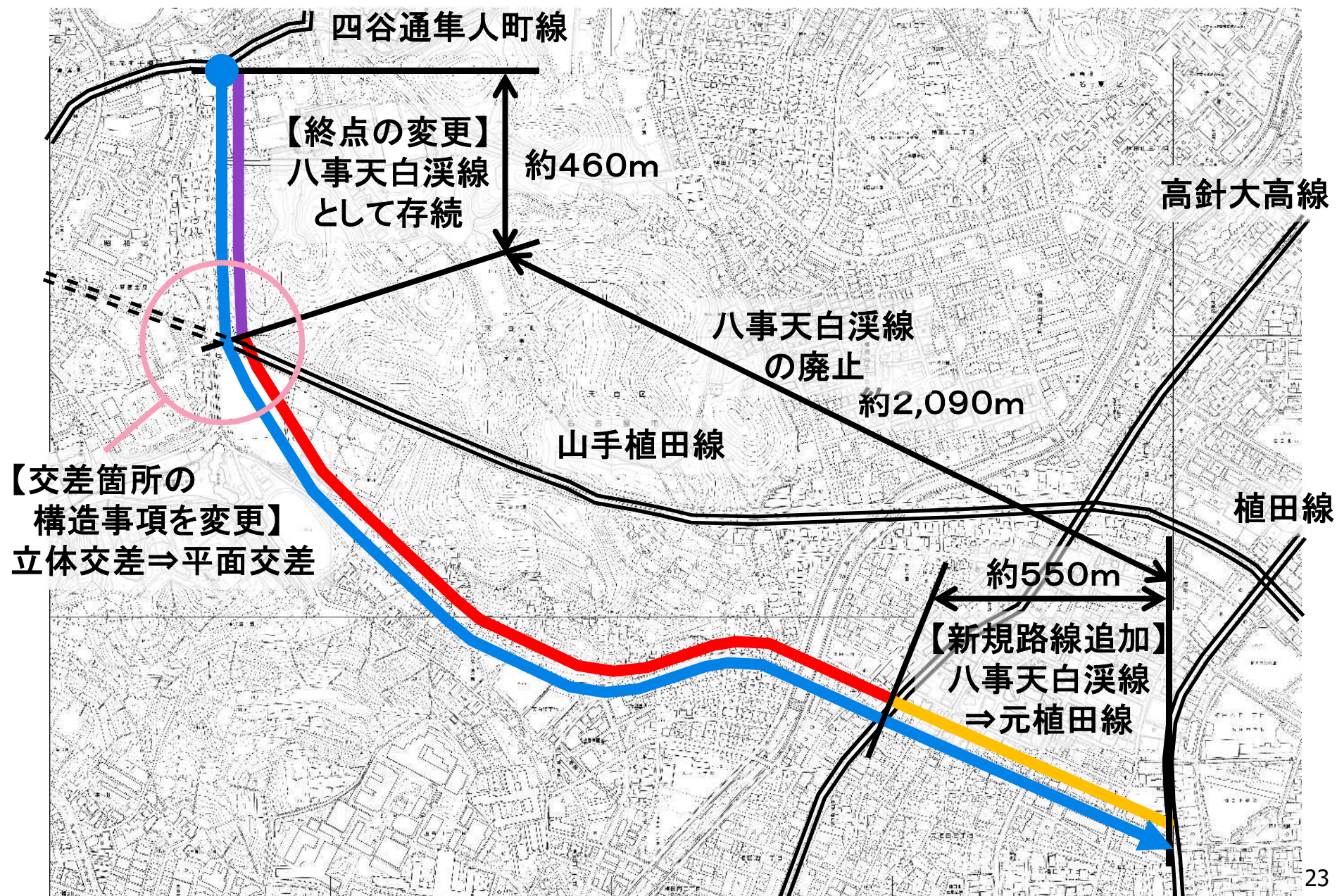
■ 変更概要図



■ 変更概要図



■ 変更概要図



(3) 東山公園の都市計画変更

■都市計画の見直しの考え方

概要版 8ページ

都市計画の見直しの基本方針

【1】樹林地の保全、文化財の尊重

現況でまとまりのある樹林地や、遺跡等で歴史上又は学術上価値の高いものがある区域は、計画をできる限り変更しないものとします。

【2】緑を保全する制度の活用

特別緑地保全地区等の緑を保全する制度の活用が可能であり、公園の機能面からも支障がない場合は、計画区域の削除を検討します。

【3】地域のまちづくりの中での変更

近隣で土地区画整理事業等によるまちづくりが行われる場合や、同等の機能・規模を持つ用地が取得可能な場合は、計画の位置や区域の変更を検討します。

【4】一体利用が効果的な施設の公園への編入

都市計画公園緑地に隣接し、公園緑地と一体的に利用することが効果的な公共施設等については、既決定区域への編入を検討します。

【5】計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除

- 1) 縁辺部にあり、道路等によって区切られた街区等でおおむね8割以上宅地化している区域は、公園の機能面からの支障がない場合、削除を検討します。

新たな視点の追加

- 2) 縁辺部にあり、おおむね1ha以上かつ8割以上宅地化している区域は削除を検討します。
- 3) 樹林型の公園緑地において、おおむね1ha以上かつ50年以上非樹林地となっており、周辺樹林への影響がない区域は削除を検討します。
- 4) 規模が大きく移転困難な施設（学校グラウンド、一団の墓地等）は区域削除を検討します。

■ 東山公園の概要

当初決定：昭和22年5月6日

種 別：総合公園

計画面積：約257.2ha

(H30.3 第2次見直し方針)



約243.4ha
(現 在)



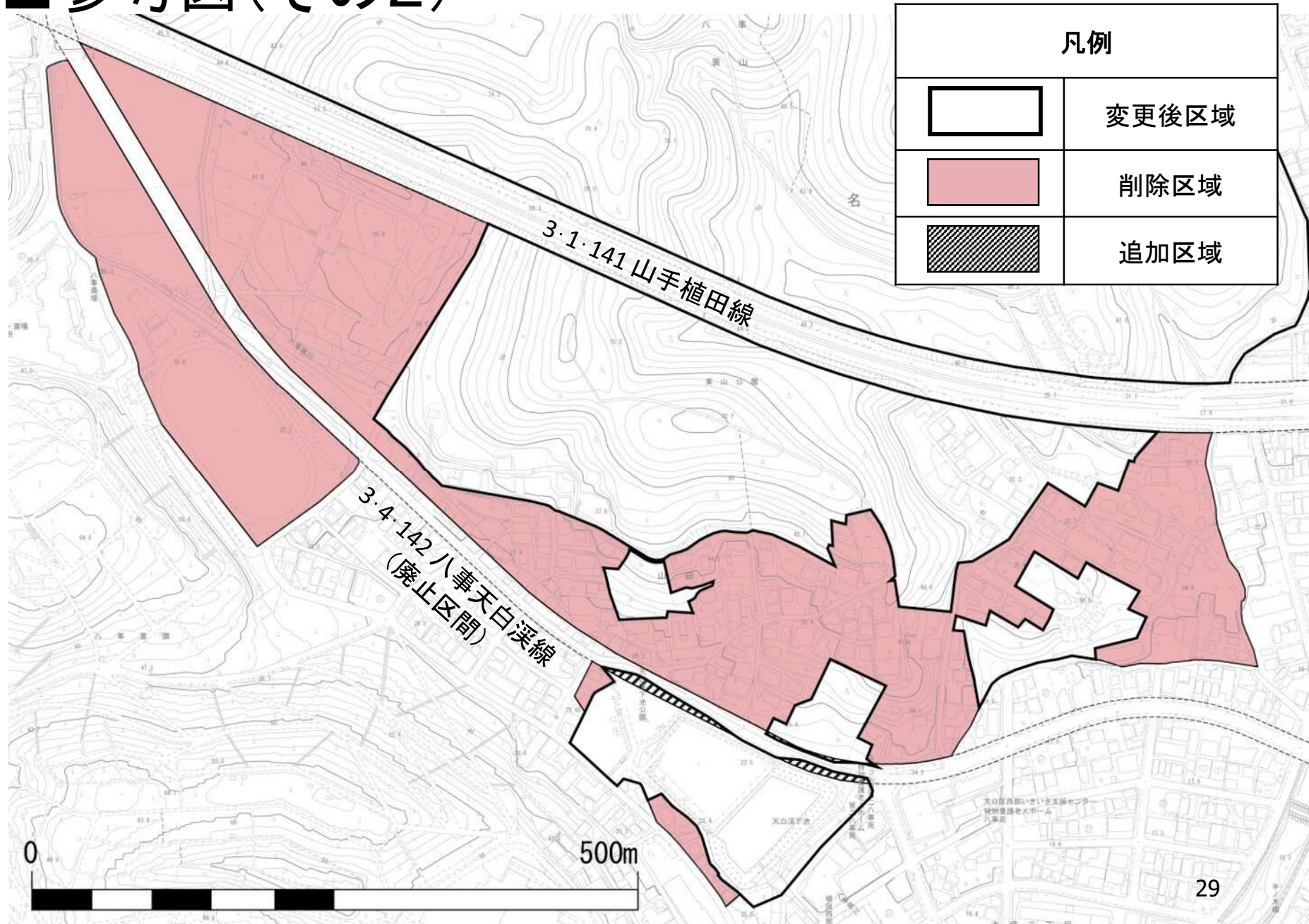
■変更理由

「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)」において、都市計画の見直しの対象とした公園緑地のうち、令和3年度に地元説明会を実施した東山公園について、一部区域の削除等を行う。

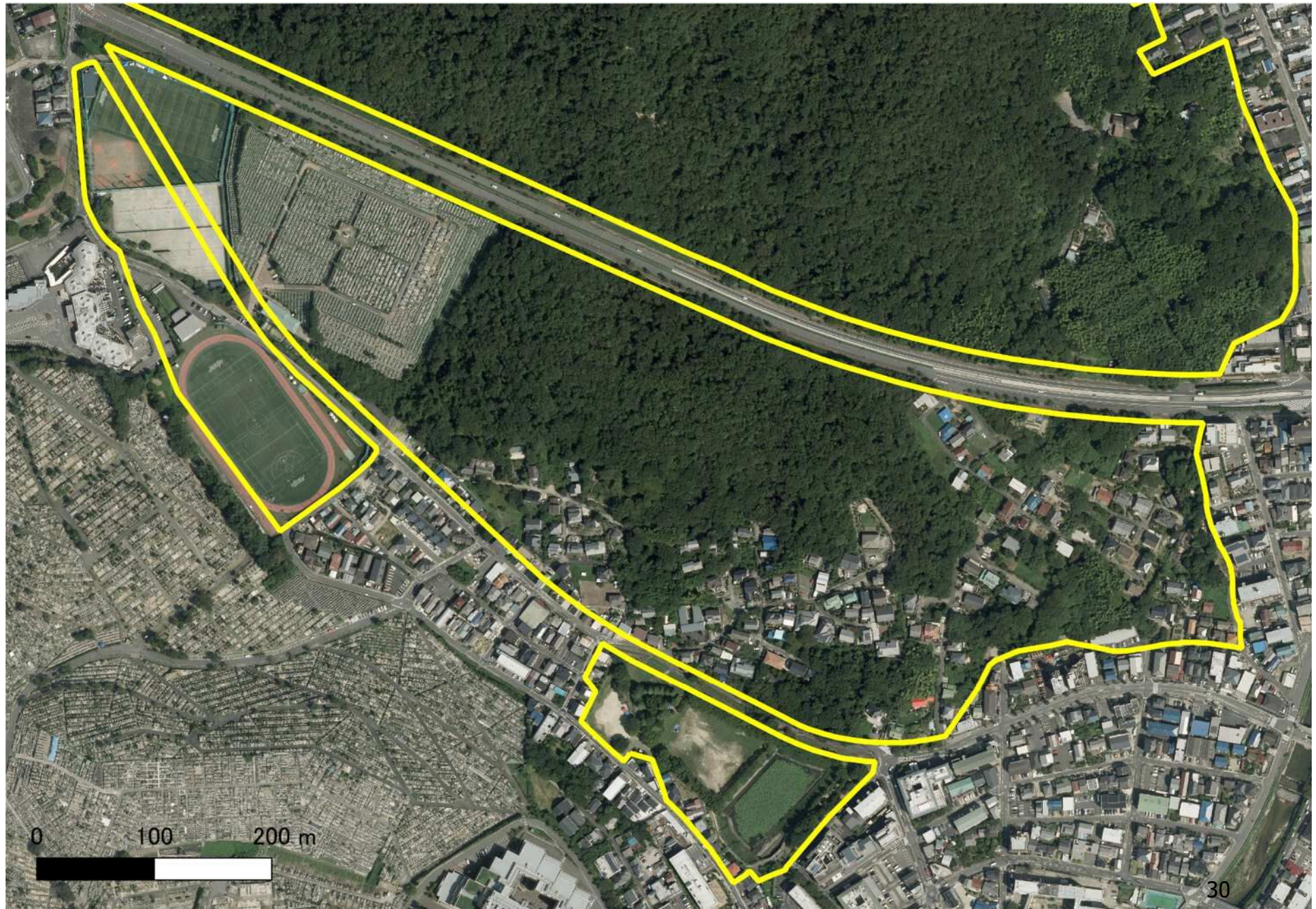
■ 変更概要

名 称	変更の概要
5・6・1号 東山公園	宅地化の進行区域の削除 公園機能が発揮されない区域の削除 都市計画道路の変更に伴う区域の追加 【面積 約243.4ha → 約228.9ha】

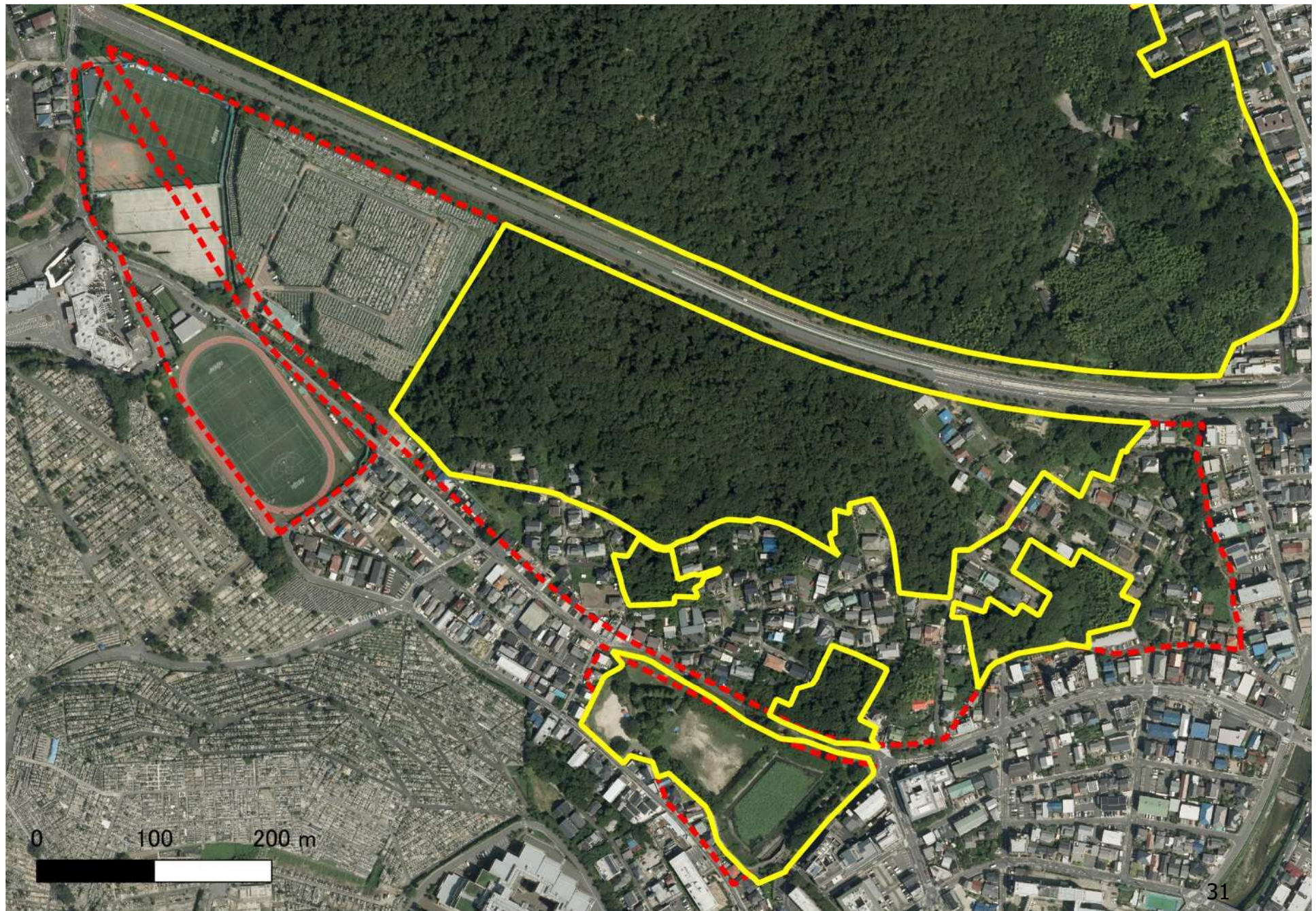
■参考図(その2)



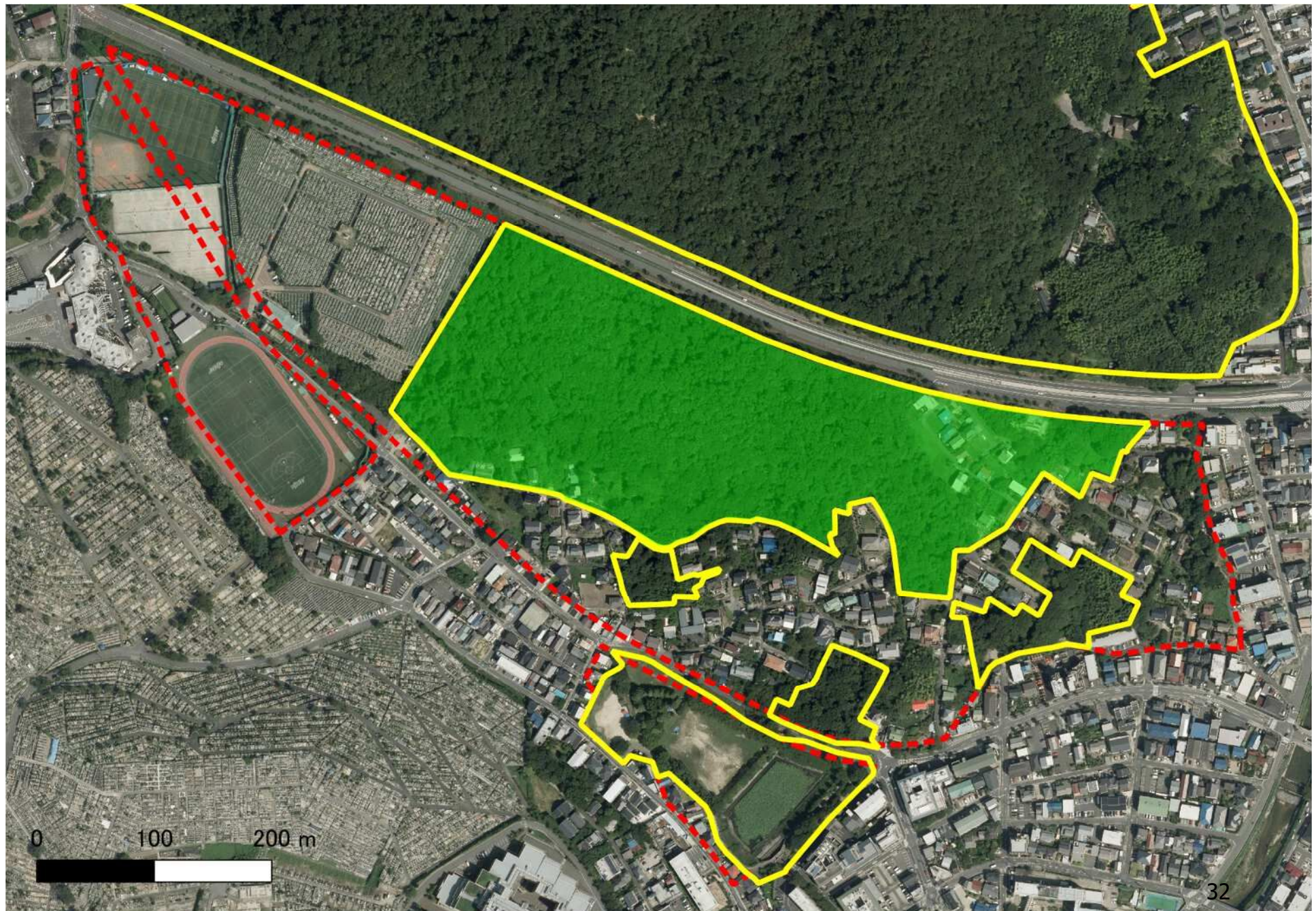
現在の都市計画公園区域



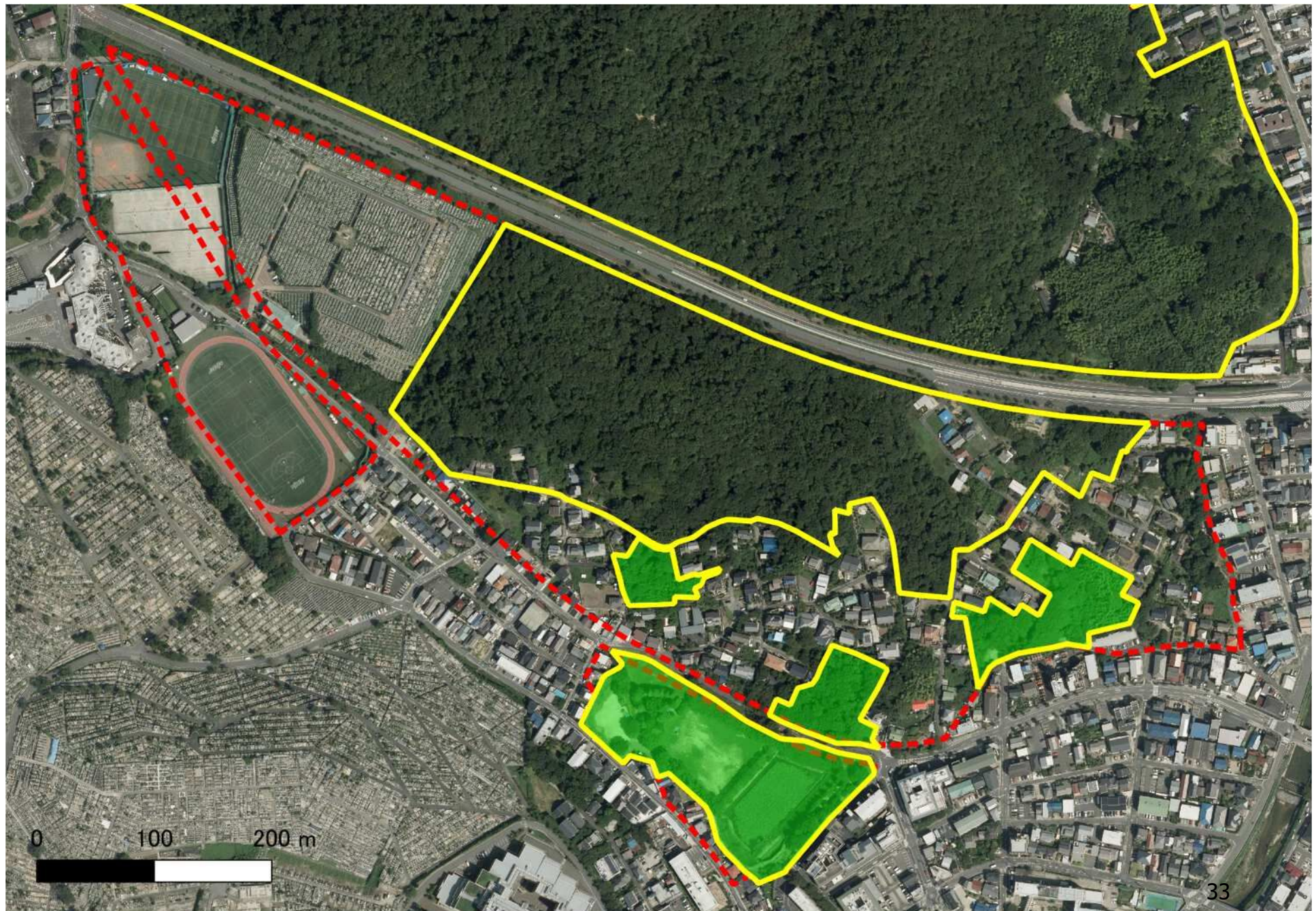
変更後の都市計画公園区域



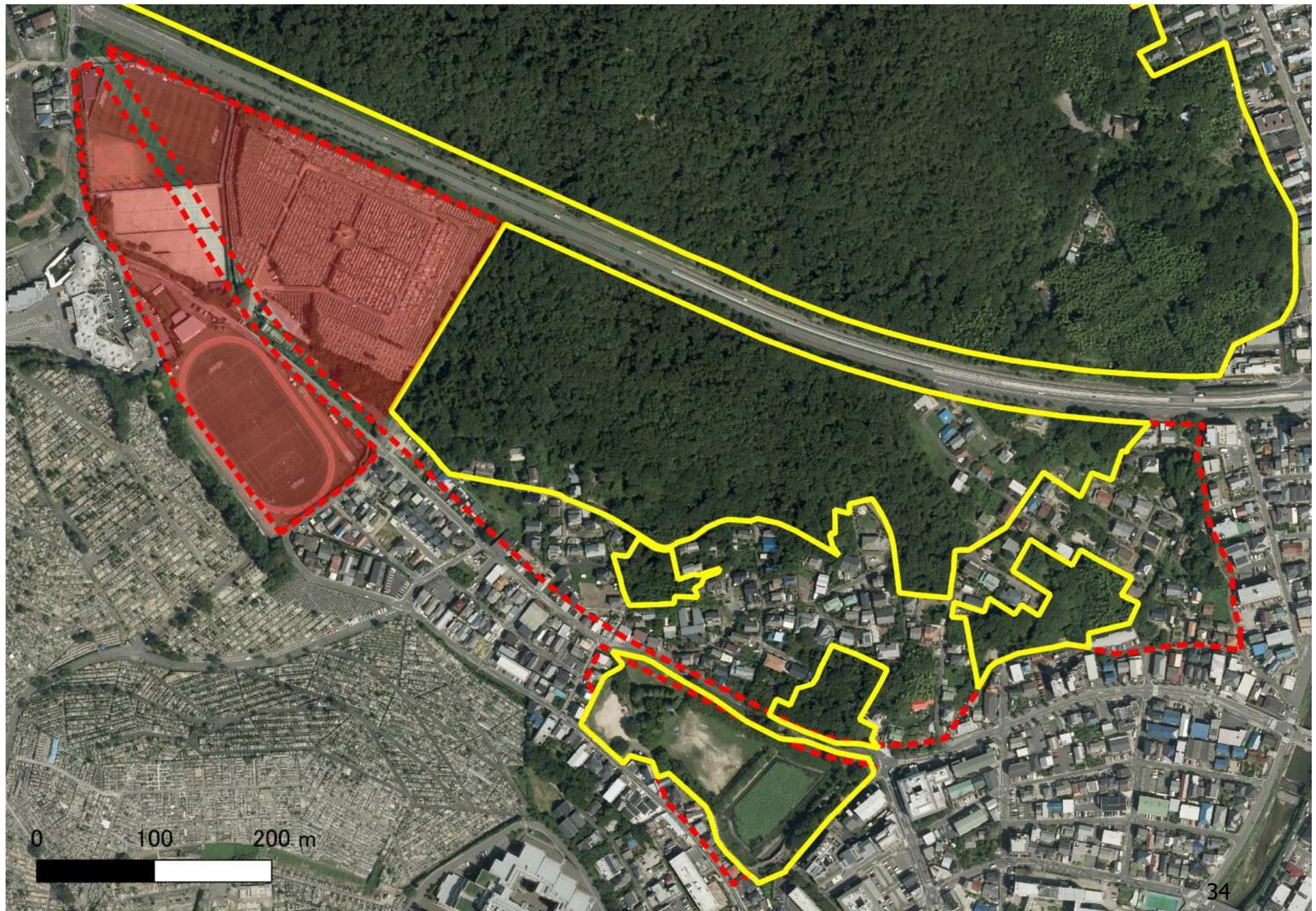
変更後の都市計画公園区域



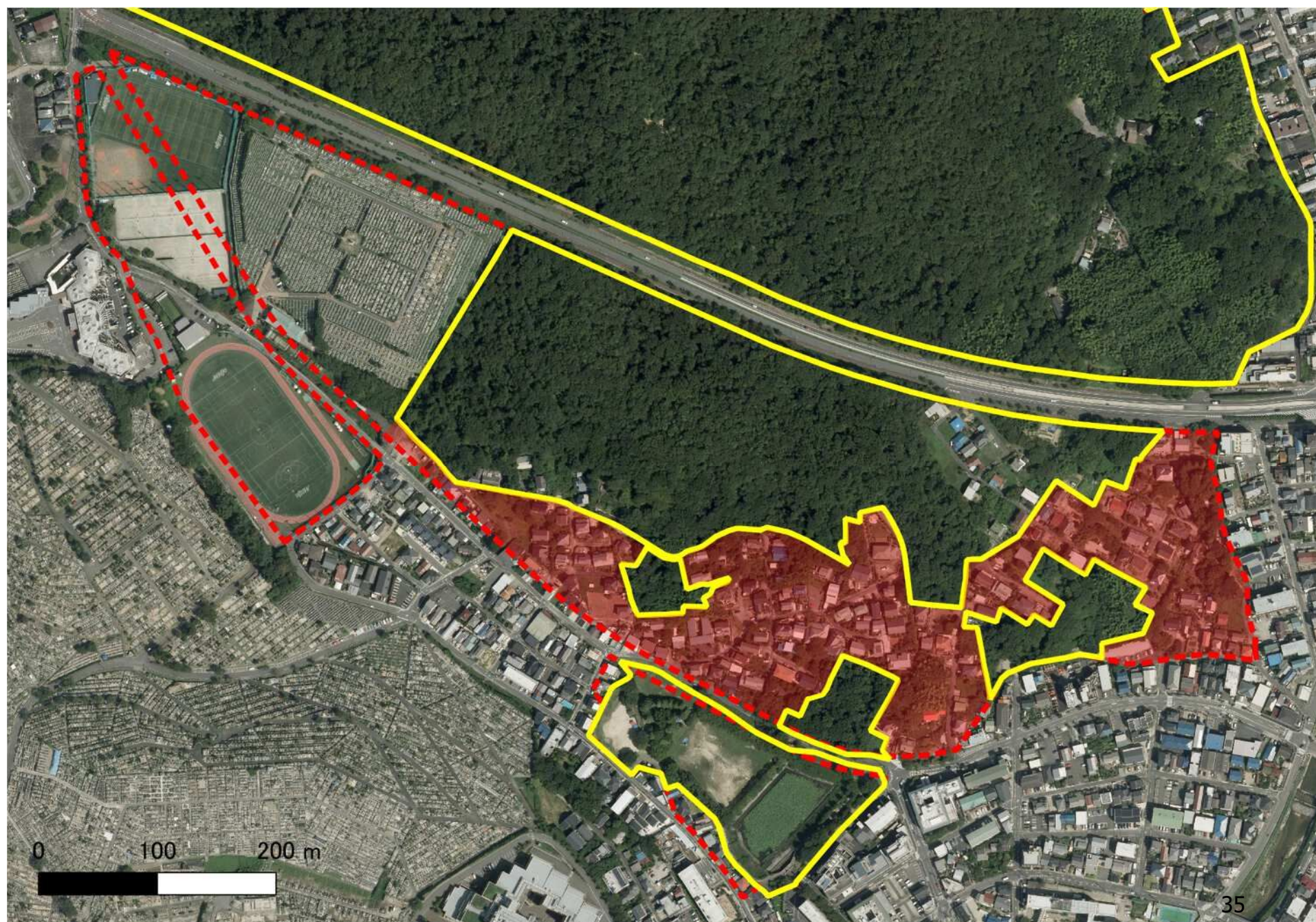
変更後の都市計画公園区域



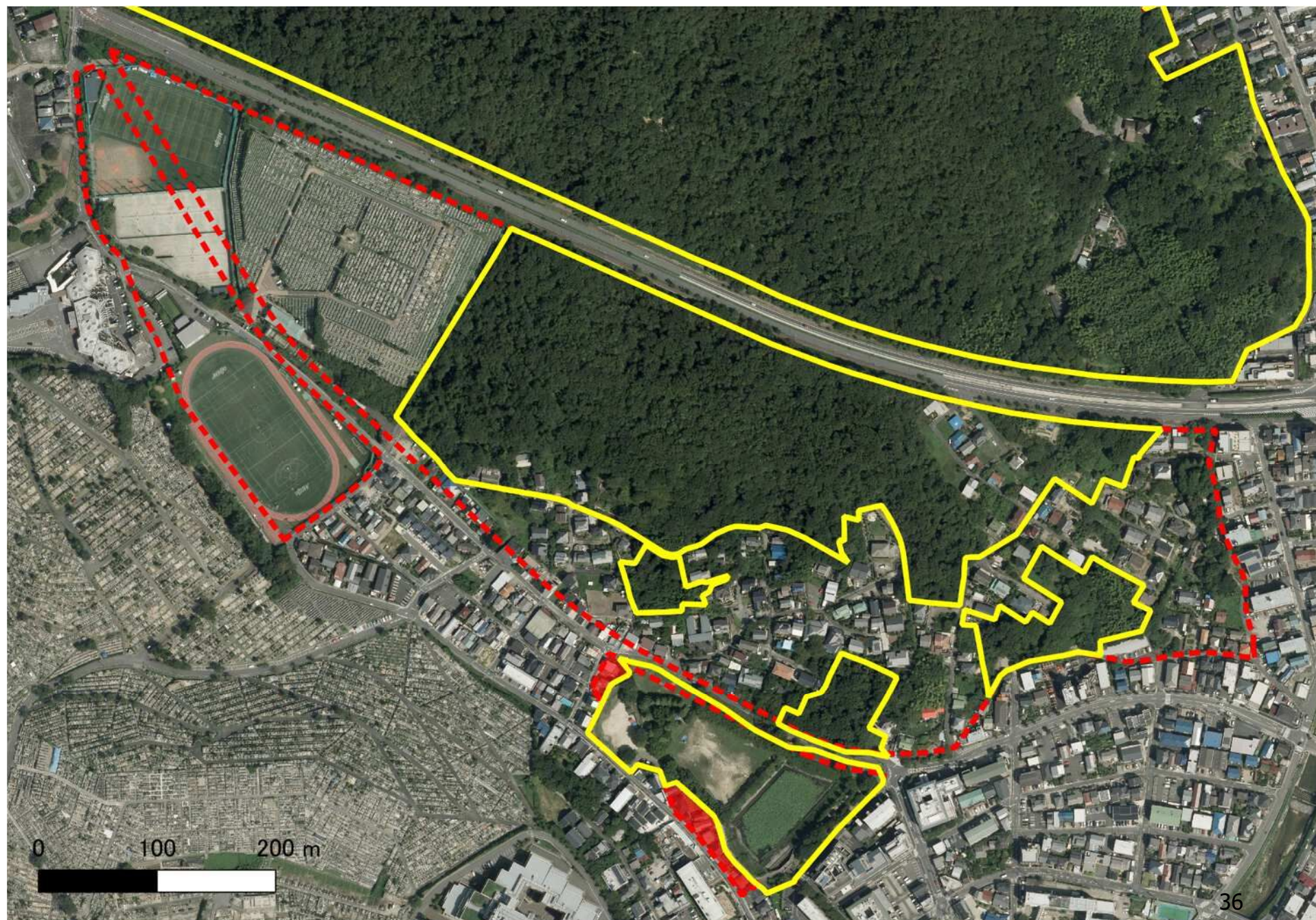
規模が大きく移転困難な施設(大学グラウンド、一団の墓地等)



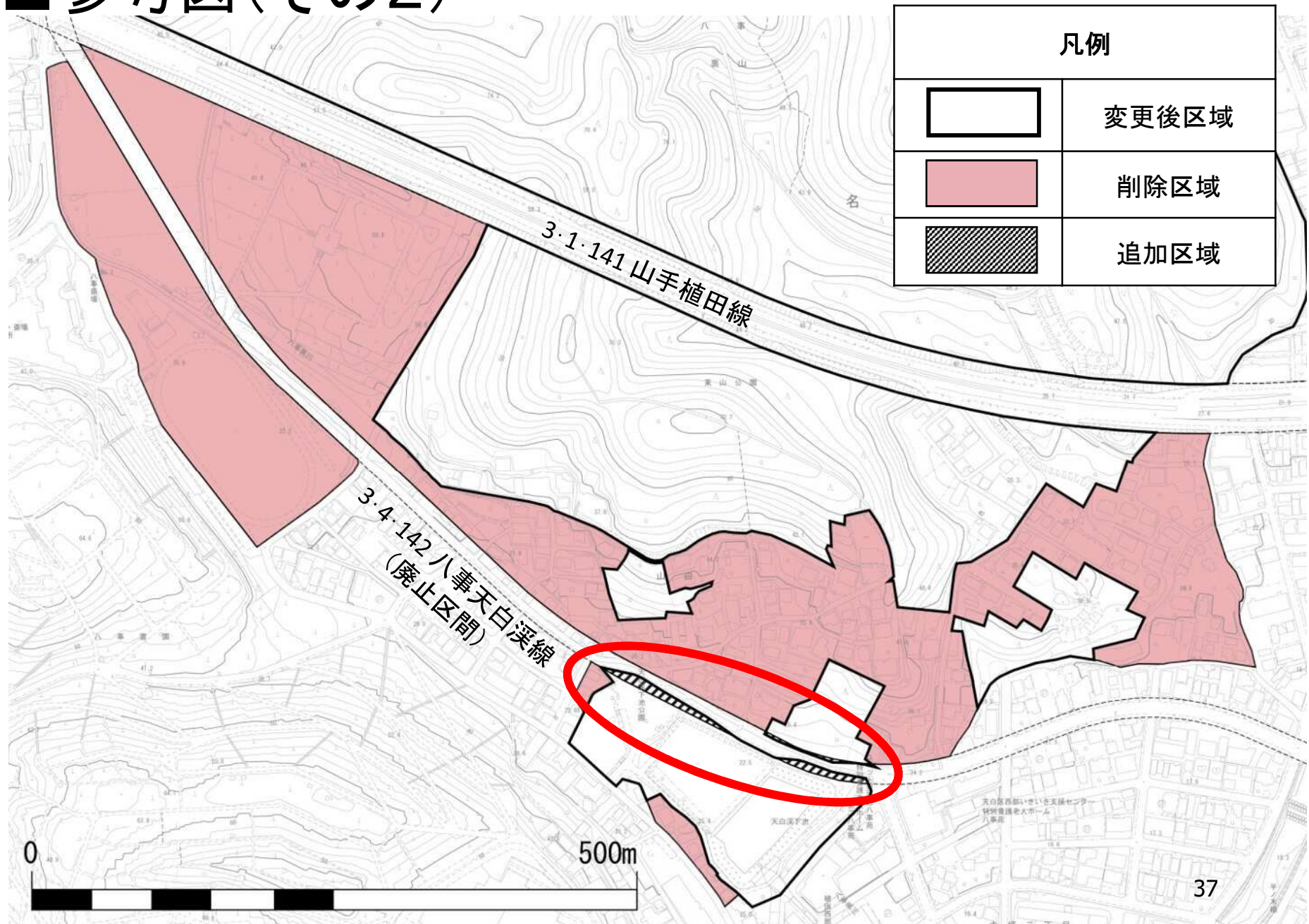
縁辺部にあり、おおむね1ha以上かつ8割以上宅地化している区域



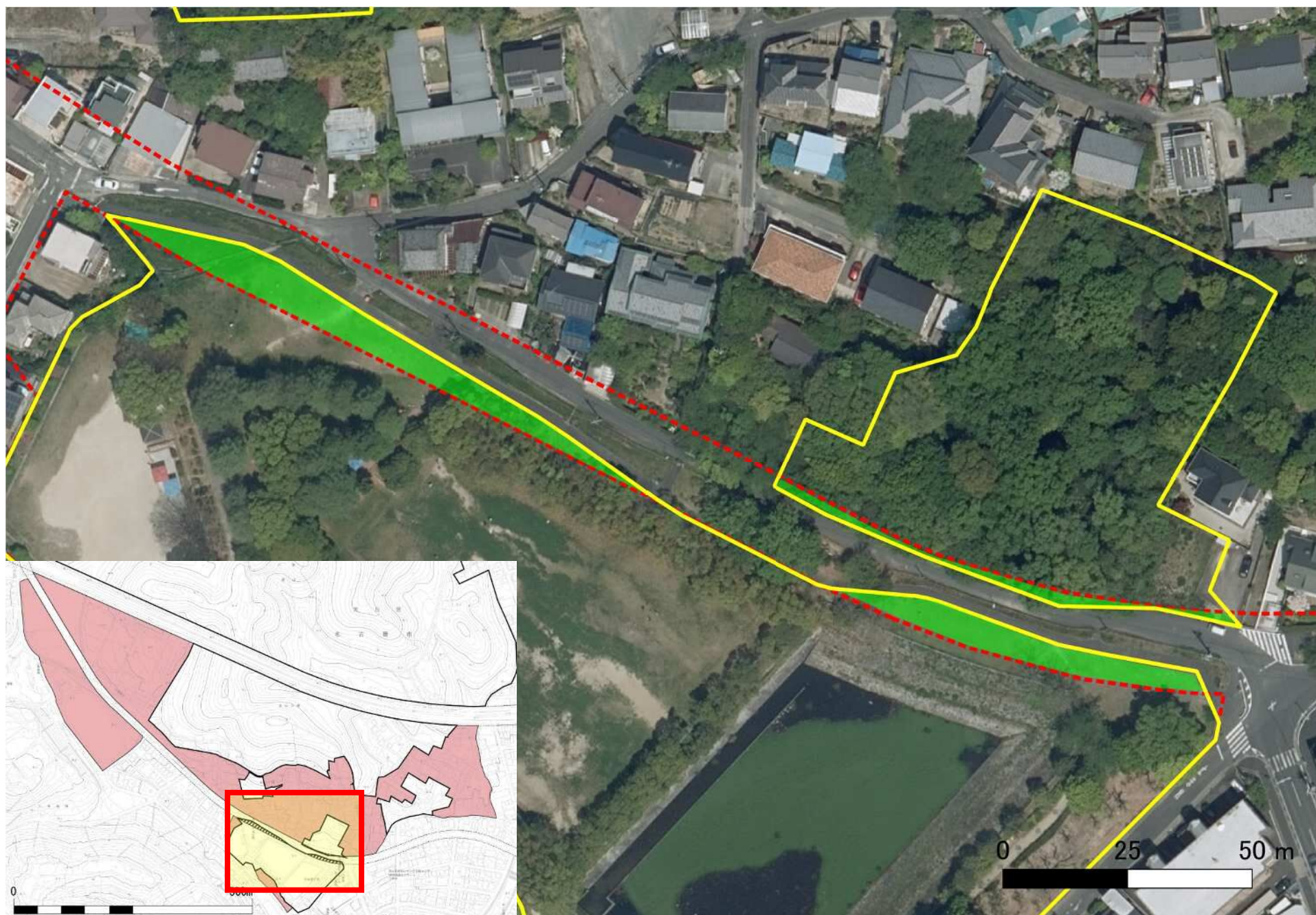
公園機能が十分に発揮されない区域



■参考図(その2)



都市計画道路八事天白溪線の変更に伴い、公園に追加する区域



都市計画道路八事天白溪線の変更に伴い、公園に追加する区域

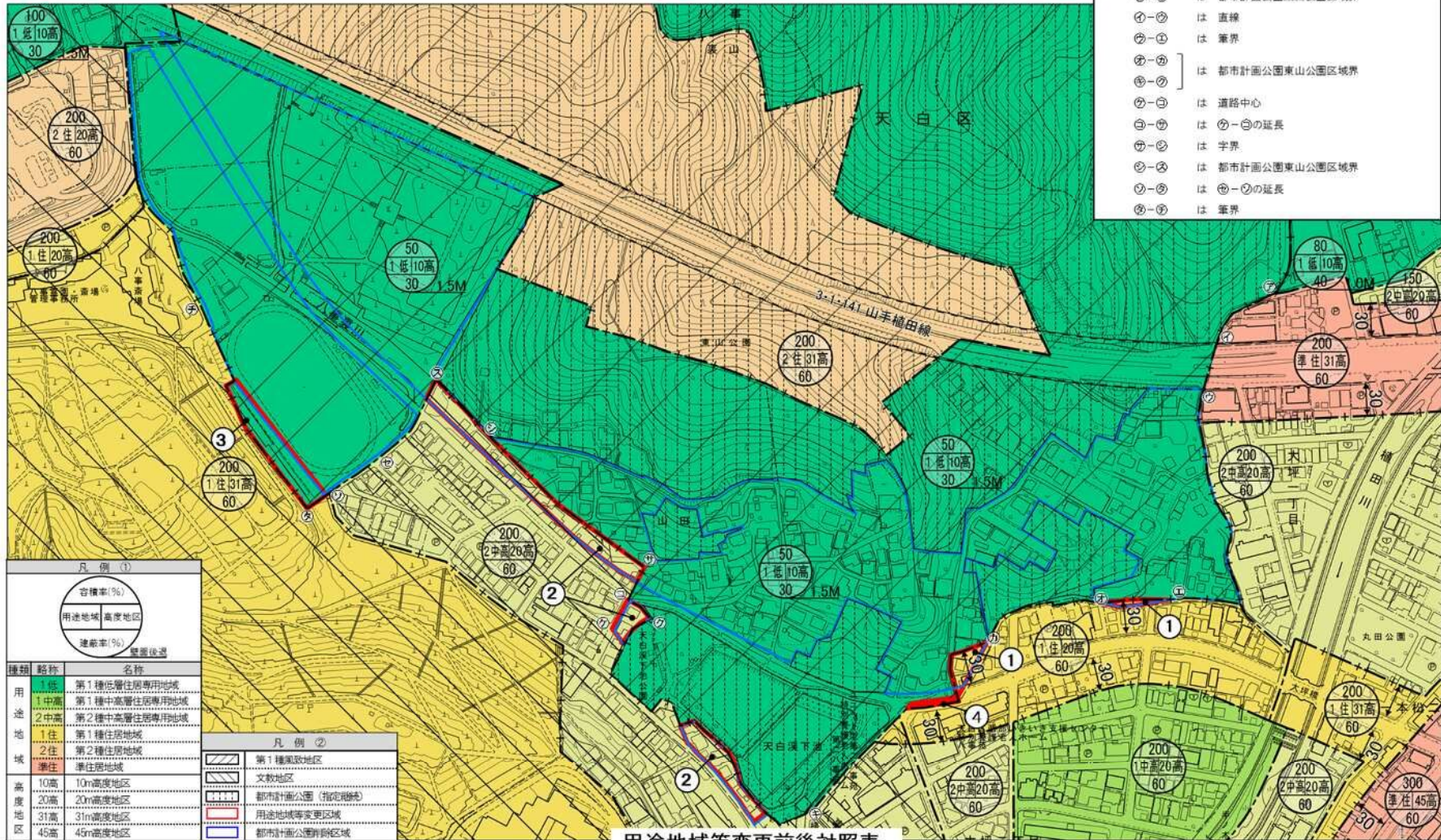
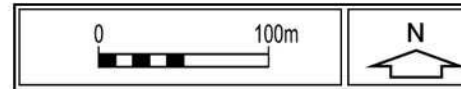


都市計画道路八事天白溪線の変更に伴い、公園に追加する区域



(4) 用途地域等の都市計画変更

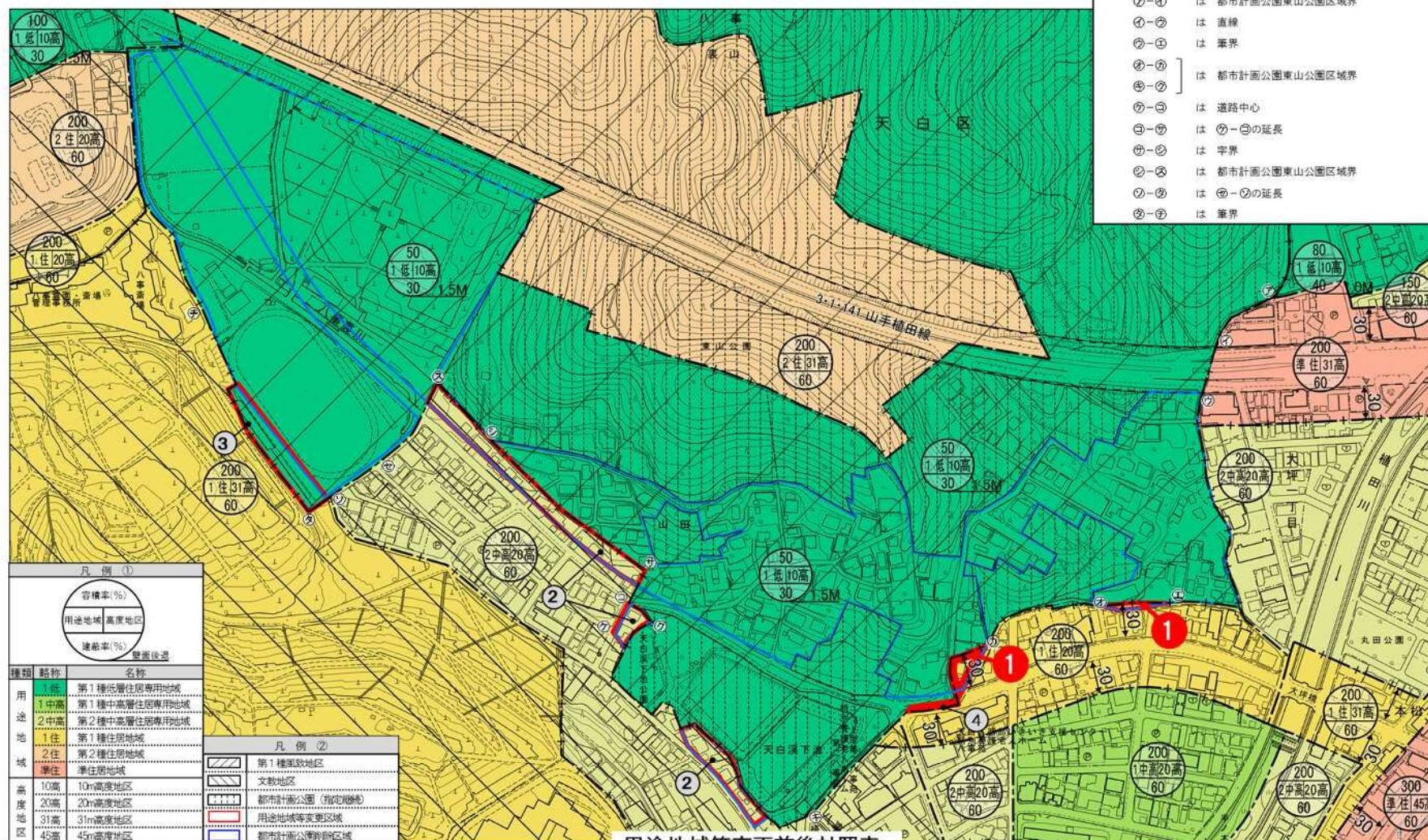
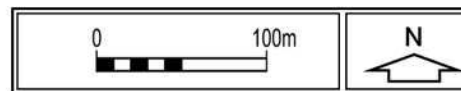
参考図(その3)



用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前							変更後						
	用途地域	容積率(%) / 建築率(%)	外壁退避 距離(m)	特別用途地区	高度地区	防火地域及び 準防火地域	風致地区	用途地域	容積率(%) / 建築率(%)	外壁退避 距離(m)	特別用途地区	高度地区	防火地域及び 準防火地域	風致地区
①	第1種低層住居 専用地域	50/30	1.5	-	10m高度地区	-	第1種風致地区	第1種住居地域	200/60	-	-	20m高度地区	準防火地域	-
②	第1種低層住居 専用地域	50/30	1.5	-	10m高度地区	-	第1種風致地区	第2種中高層 住居専用地域	200/60	-	文教地区	20m高度地区	準防火地域	-
③	第1種住居地域	200/60	-	文教地区	31m高度地区	準防火地域	-	第1種低層住居 専用地域	50/30	1.5	-	10m高度地区	-	第1種風致地区
④	第1種住居地域	200/60	-	-	20m高度地区	準防火地域	-	第1種低層住居 専用地域	50/30	1.5	-	10m高度地区	-	-

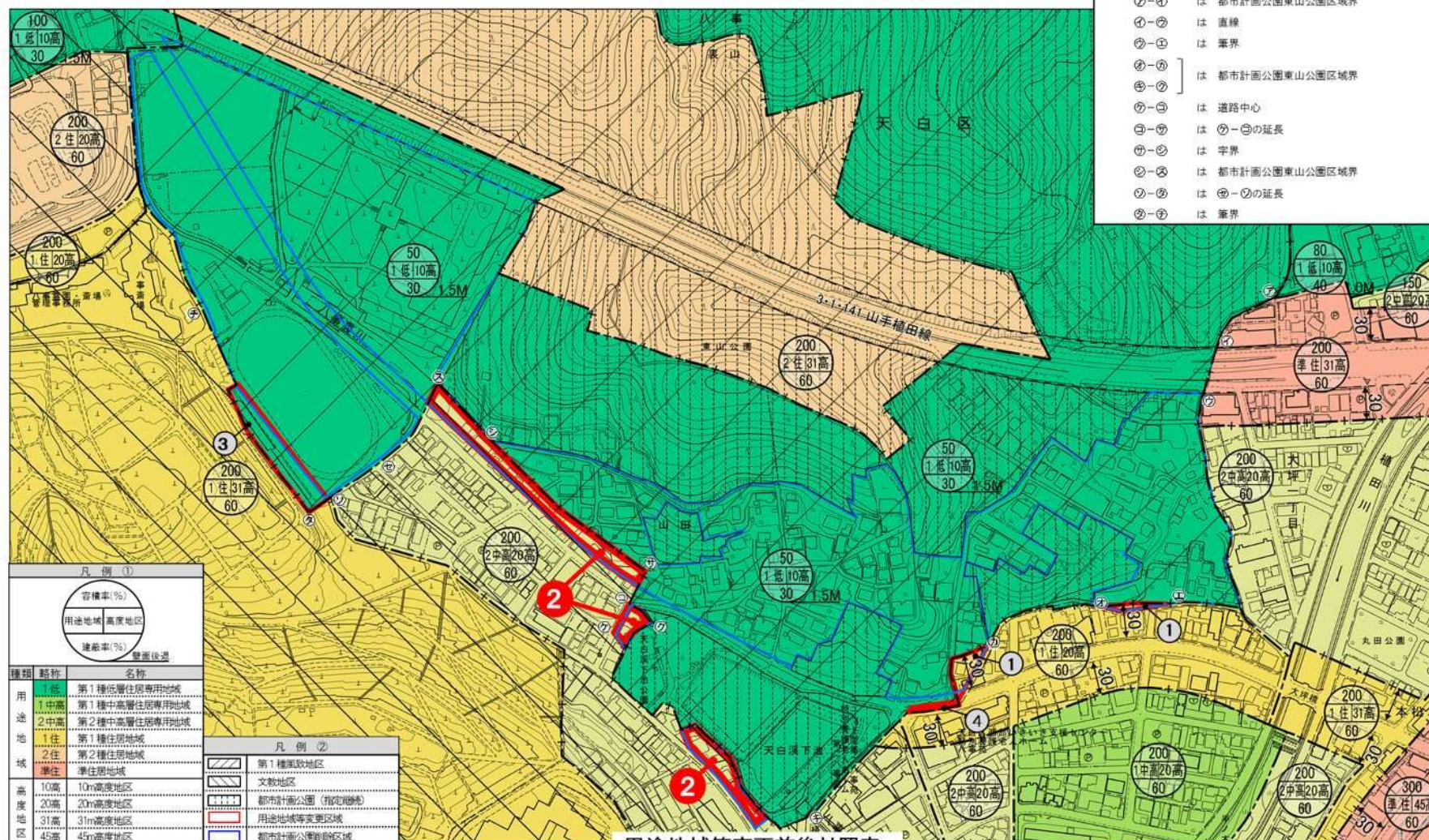
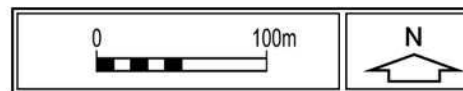
参考図(その3)



用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前							変更後						
	用途地域	容積率(%) / 建蔽率(%)	外壁後退 距離(m)	特別用途地区	高度地区	防火地域及び 準防火地域	風致地区	用途地域	容積率(%) / 建蔽率(%)	外壁後退 距離(m)	特別用途地区	高度地区	防火地域及び 準防火地域	風致地区
①	第1種低層住居 専用地域	50 / 30	1.5	-	10m高度地区	-	第1種風致地区	第1種住居地域	200 / 60	-	-	20m高度地区	準防火地域	-

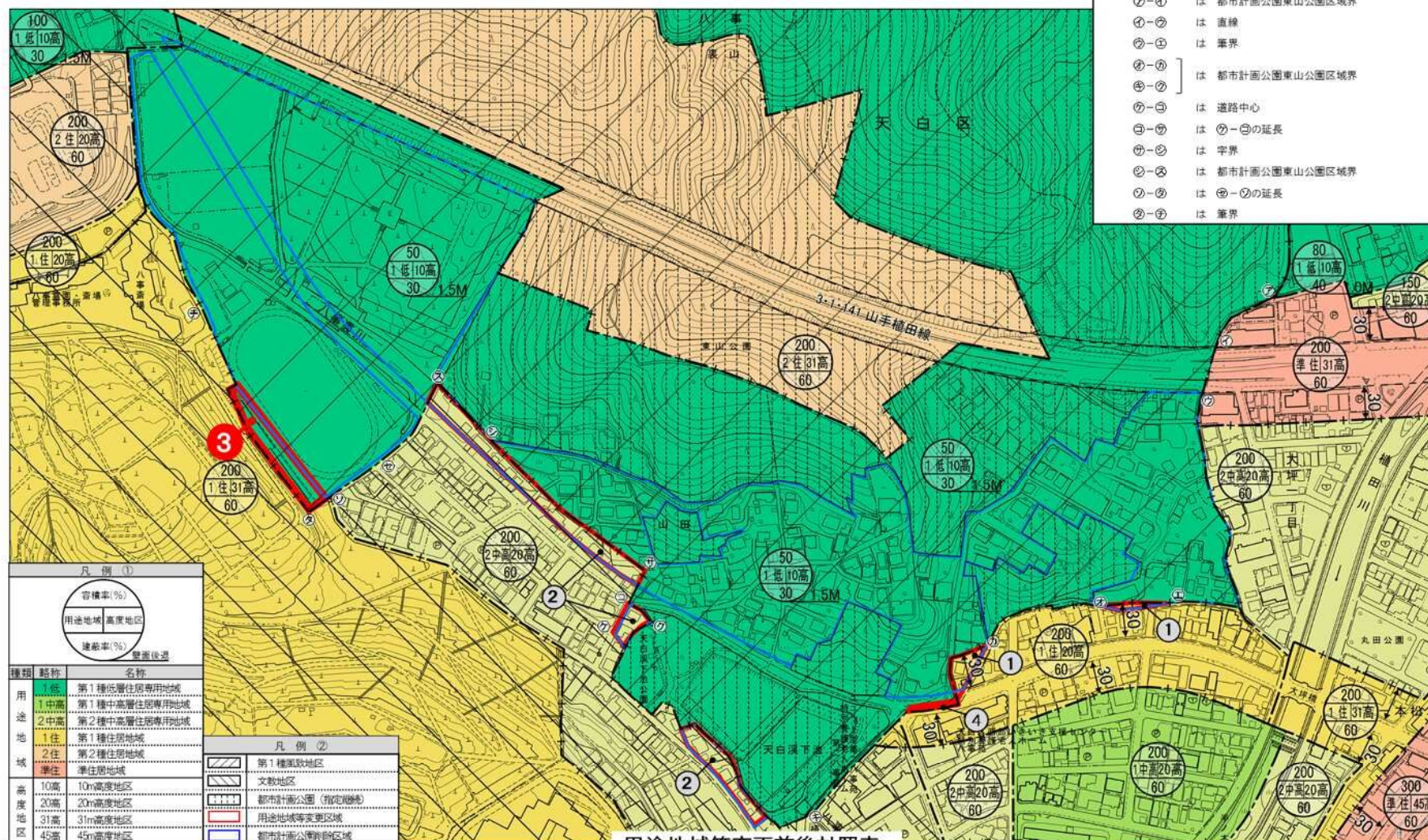
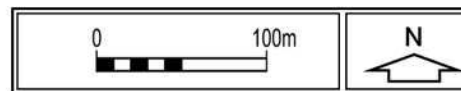
参考図(その3)



用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前							変更後						
	用途地域	容積率(%) / 建蔽率(%)	外壁後退 距離(m)	特別用途地区	高度地区	防火地域及び 準防火地域	風致地区	用途地域	容積率(%) / 建蔽率(%)	外壁後退 距離(m)	特別用途地区	高度地区	防火地域及び 準防火地域	風致地区
2	第1種低層住居 専用地域	50 / 30	1.5	-	10m高度地区	-	第1種風致地区	第2種中高層 住居専用地域	200 / 60	-	文教地区	20m高度地区	準防火地域	-

参考図(その3)



凡例 ①

容積率(%)	用途地域	高度地区	建築後退
1低	第1種低層住居専用地域		
1中高	第1種中高層住居専用地域		
2中高	第2種中高層住居専用地域		
1住	第1種住居地域		
2住	第2種住居地域		
準住	準住居地域		
10高	10m高度地区		
20高	20m高度地区		
31高	31m高度地区		
45高	45m高度地区		

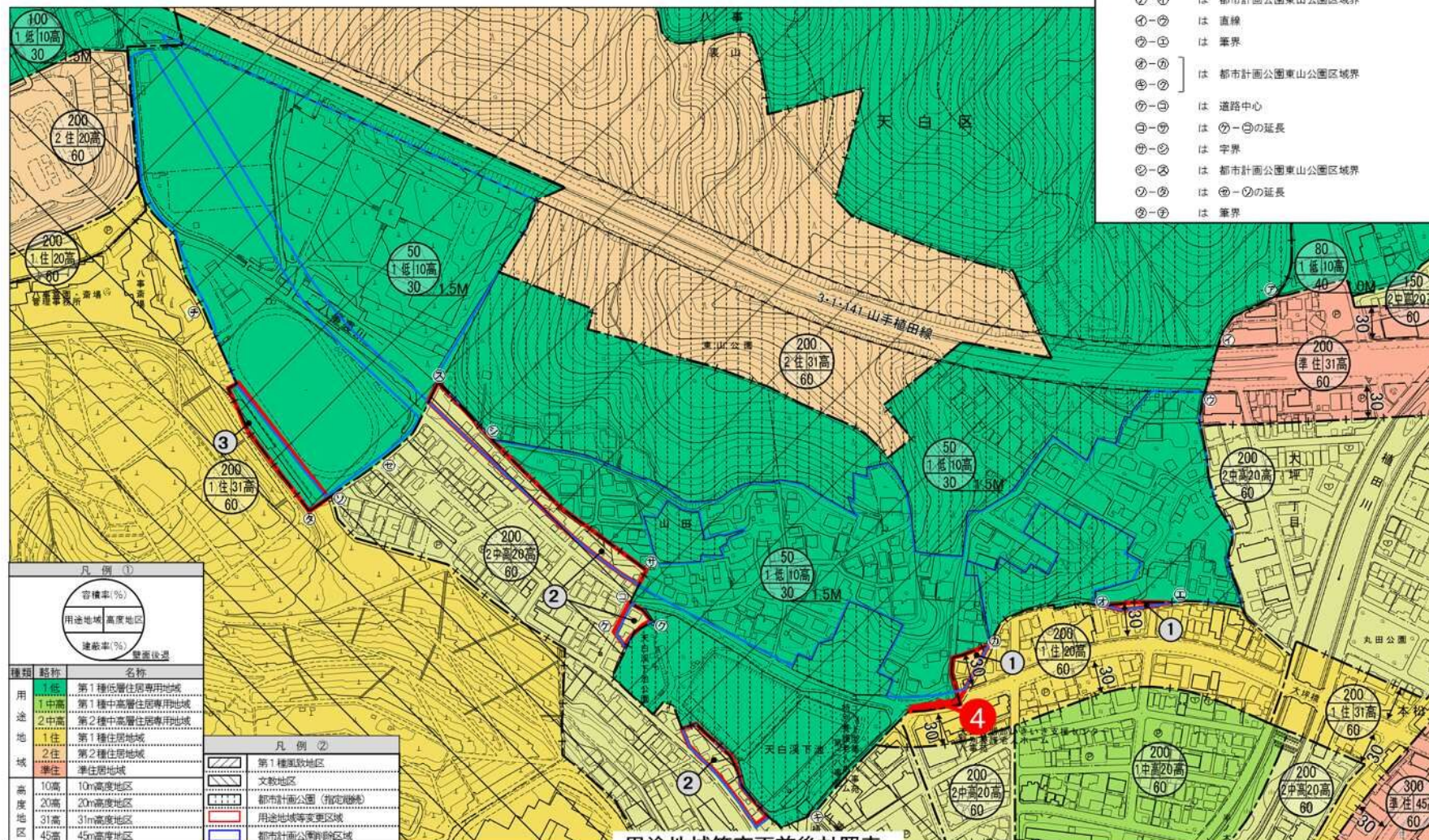
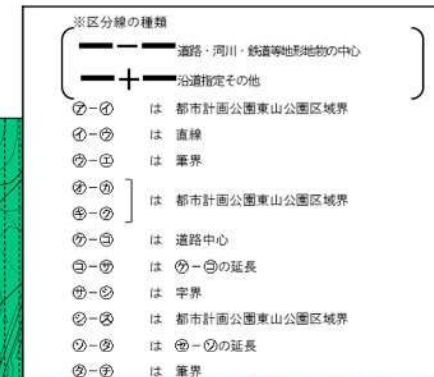
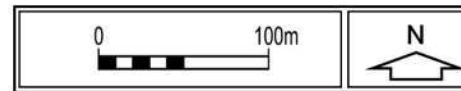
凡例 ②

斜線	第1種風致地区
点線	文教地区
点線	都市計画公園(指定地域)
点線	用途地域等変更区域
点線	都市計画公園前区域

用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前							変更後						
	用途地域	容積率(%) / 建築率(%)	外壁後退 距離(m)	特別用途地区	高度地区	防火地域及び 準防火地域	風致地区	用途地域	容積率(%) / 建築率(%)	外壁後退 距離(m)	特別用途地区	高度地区	防火地域及び 準防火地域	風致地区
3	第1種住居地域	200/60	-	文教地区	31m高度地区	準防火地域	-	第1種低層住居 専用地域	50/30	1.5	-	10m高度地区	-	第1種風致地区

参考図(その3)



凡例 ①

容積率(%)	用途地域	高度地区	建蔽率(%)	壁面後退
1低	第1種低層住居専用地域			
2中高	第2種中高層住居専用地域			
1住	第1種住居地域			
2住	第2種住居地域			
準住	準住居地域			
10高	10m高度地区			
20高	20m高度地区			
31高	31m高度地区			
45高	45m高度地区			

凡例 ②

第1種風致地区
文教地区
都市計画公園(指定地域)
用途地域等変更区域
都市計画公園前区域

用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前							変更後						
	用途地域	容積率(%) ／建蔽率(%)	外壁後退 距離(m)	特別用途地区	高度地区	防火地域及び 準防火地域	風致地区	用途地域	容積率(%) ／建蔽率(%)	外壁後退 距離(m)	特別用途地区	高度地区	防火地域及び 準防火地域	風致地区
4	第1種住居地域	200／60	－	－	20m高度地区	準防火地域	－	第1種低層住居 専用地域	50／30	1.5	－	10m高度地区	－	－

(5) 都市計画案の縦覧と意見書の提出

縦 覧 期 間	令和4年5月13日 ～ 令和4年5月27日
意見書提出数	第6号議案(八事天白溪線) … 6通 第7号議案(東山公園) … 13通 第5号議案(風致地区) … 1通

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P1 (第6号議案 八事天白溪線)

都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解 (八事天白溪線について)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和4年5月13日～令和4年5月27日
意見書提出数	6通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

(1) 都市計画の変更について

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・八事天白溪線の一部区間の廃止に賛成する。今後早く都市計画変更の決定がなされることを希望する。	・本審議会において可決されましたら、速やかに都市計画変更の手続きを進めてまいります。

(2) その他の要望事項について

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・下池公園北側の道路は幅が狭く、車同士のすれ違いや大型車、緊急車両の通行に支障があるため、都市計画変更後に5mへの拡幅整備を要望する。 ・下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増えるため、現状の道路幅を維持し、修復が必要な箇所のみ対応して欲しい。 ・下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増え、通行速度が早くなる。5m又は6m以内で整備して欲しい。 ・この地域には歩行者の安全が守られていない道路がある。スピード規制、注意喚起等、歩行者の交通安全対策が必要である。	・下池公園北道路につきましては、本市において検討し、地元の方々のご意見を聞きながら調整してまいります。 ・周辺道路の交通安全に関するご意見については、道路管理者や交通管理者へ申し伝えて参ります。

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P1 (第6号議案 八事天白溪線)

(1)都市計画の変更について

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・八事天白溪線の一部区間の廃止に賛成する。今後早く都市計画変更の決定がなされることを希望する。	

■ 都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P1 (第6号議案 八事天白溪線)

(1) 都市計画の変更について

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・八事天白溪線の一部区間の廃止に賛成する。今後早く都市計画変更の決定がなされることを希望する。	・本審議会において可決されましたら、速やかに都市計画変更の手続きを進めてまいります。

■ 都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P1 (第6号議案 八事天白溪線)

都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解 (八事天白溪線について)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和4年5月13日～令和4年5月27日
意見書提出数	6通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

(1) 都市計画の変更について

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・八事天白溪線の一部区間の廃止に賛成する。今後早く都市計画変更の決定がなされることを希望する。	・本審議会において可決されましたら、速やかに都市計画変更の手続きを進めてまいります。

(2) その他の要望事項について

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・下池公園北側の道路は幅が狭く、車同士のすれ違いや大型車、緊急車両の通行に支障があるため、都市計画変更後に5mへの拡幅整備を要望する。 ・下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増えるため、現状の道路幅を維持し、修復が必要な箇所のみ対応して欲しい。 ・下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増え、通行速度が早くなる。5m又は6m以内で整備して欲しい。 ・この地域には歩行者の安全が守られていない道路がある。スピード規制、注意喚起等、歩行者の交通安全対策が必要である。	・下池公園北道路につきましては、本市において検討し、地元の方々のご意見を聞きながら調整してまいります。 ・周辺道路の交通安全に関するご意見については、道路管理者や交通管理者へ申し伝えて参ります。

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P1

(第6号議案 八事天白溪線)

(2)その他の要望事項について

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・下池公園北側の道路は幅が狭く、車同士のすれ違いや大型車、緊急車両の通行に支障があるため、都市計画変更後に5mへの拡幅整備を要望する。 ・下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増えるため、現状の道路幅を維持し、修復が必要な箇所のみ対応して欲しい。 ・下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増え、通行速度が早くなる。5m又は6m以内で整備して欲しい。 ・この地域には歩行者の安全が守られていない道路がある。スピード規制、注意喚起等、歩行者の交通安全対策が必要である。	

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P1 (第6号議案 八事天白溪線)

(2)その他の要望事項について

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・下池公園北側の道路は幅が狭く、車同士のすれ違いや大型車、緊急車両の通行に支障があるため、都市計画変更後に5mへの拡幅整備を要望する。 ・下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増えるため、現状の道路幅を維持し、修復が必要な箇所のみ対応して欲しい。 ・下池公園北側の道路幅が広がると通行車両が増え、通行速度が早くなる。5m又は6m以内で整備して欲しい。 ・この地域には歩行者の安全が守られていない道路がある。スピード規制、注意喚起等、歩行者の交通安全対策が必要である。	・下池公園北道路につきましては、本市において検討し、地元の方々のご意見を聞きながら調整してまいります。 ・周辺道路の交通安全に関するご意見については、道路管理者や交通管理者へ申し伝えて参ります。

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P2 (第7号議案 東山公園)

都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解 (東山公園について)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和4年5月13日～令和4年5月27日
意見書提出数	13通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

(1) 都市計画の見直しの考え方

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・今後も住み続けたいと望む住民を立ち退かせてまで公園をつくる必要はなく、都市計画公園は廃止すべきである。	・東山公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした総合公園として都市計画決定しており、自然豊かな環境が残された貴重なエリアとなっています。「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」に基づいて、都市計画を継続し、緑を保全してまいります。
・東山公園の計画変更について基本的な方向性は支持するが、削除区域と非削除区域の地域住民を分断することになることについては賛成できない。削除対象区域を現在の宅地まで含めることにより、地域に樹林地を残しながら、地域住民が分断されることなく、緑豊かな地域に住み続けられるように要望する。 ・公園の削除を希望する住民はすべて削除対象とし、安心して住み続けられるようにしてほしい。	・都市計画の見直しは、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」に基づいて行っており、八事山田地区において、まとまりのある樹林地や、公園整備のために市が既に取得した土地が多く含まれる区域については、原則として公園計画を維持する考えです。なお、当該地区は、2038年度以降の事業着手を予定しており、関係権利者の皆様の生活西縁に配慮しながら整備を進めてまいります。
・東山公園は山手横田緑で分断され、公園としての一体性は失われているなかで、市は削除されない区域を公園として残す理由を、公園機能を発揮するためにまとめた公園を整備する必要があると説明しているが、整合性がとれていない。	・東山公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした総合公園として都市計画決定しています。公園は複数の都市計画道路を跨いでいますが、動植物園や運動施設など、ある程度のまとまりのある区域で供用しています。八事山田地区についても、まとまりのある樹林地を中心に公園として整備してまいります。

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P2 (第7号議案 東山公園)

(1)都市計画の見直しの考え方

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・東山公園の計画変更について基本的な方向性は支持するが、削除区域と非削除区域の地域住民を分断することになることについては賛成できない。削除対象区域を現在の宅地まで含めることにより、地域に樹林地を残しながら、地域住民が分断されることなく、緑の豊かな地域に住み続けられるように要望する。 ・公園の削除を希望する住民はすべて削除対象とし、安心して住み続けられるようにしてほしい。	

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P2 (第7号議案 東山公園)

(1)都市計画の見直しの考え方

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・東山公園の計画変更について基本的な方向性は支持するが、削除区域と非削除区域の地域住民を分断することになることについては賛成できない。削除対象区域を現在の宅地まで含めることにより、地域に樹林地を残しながら、地域住民が分断されることなく、緑の豊かな地域に住み続けられるように要望する。 ・公園の削除を希望する住民はすべて削除対象とし、安心して住み続けられるようにしてほしい。	・都市計画の見直しは、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)」に基づいて行っております。八事山田地区において、まとまりのある樹林地や、公園整備のために市が既已取得した土地が多く含まれる区域については、原則として公園計画を維持する考えです。なお、当該地区は、2038年度以降の事業着手を予定しており、関係権利者の皆様の生活再建に配慮しながら整備を進めてまいります。

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P2 (第7号議案 東山公園)

都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解 (東山公園について)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和4年5月13日～令和4年5月27日
意見書提出数	13通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

(1) 都市計画の見直しの考え方

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・今後も住み続けたいと望む住民を立ち退かせてまで公園をつくる必要はなく、都市計画公園は廃止すべきである。 ・東山公園の計画変更について基本的な方向性は支持するが、削除区域と非削除区域の地域住民を分断することになることについては賛成できない。削除対象区域を現在の宅地まで含めることにより、地域に樹林地を残しながら、地域住民が分断されることなく、緑豊かな地域に住み続けられるように要望する。 ・公園の削除を希望する住民はすべて削除対象とし、安心して住み続けられるようにしてほしい。	・東山公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした総合公園として都市計画決定しており、自然豊かな環境が残された貴重なエリアとなっています。「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)」に基づいて、都市計画を継続し、緑を保全してまいります。 ・都市計画の見直しは、「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)」に基づいて行っており、八事山田地区において、まとまりのある樹林地や、公園整備のために市が既に取得した土地が多く含まれる区域については、原則として公園計画を維持する考えです。なお、当該地区は、2038年度以降の事業着手を予定しており、関係権利者の皆様の生活西縁に配慮しながら整備を進めてまいります。
・東山公園は山手横田緑で分断され、公園としての一体性は失われているなかで、市は削除されない区域を公園として残す理由を、公園機能を発揮するためにまとめた公園を整備する必要があると説明しているが、整合性がとれていない。	・東山公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした総合公園として都市計画決定しています。公園は複数の都市計画道路を踏んでいます。動植物園や運動施設など、ある程度のまとまりのある区域で供用しています。八事山田地区についても、まとまりのある樹林地を中心に公園として整備してまいります。

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P2 (第7号議案 東山公園)

(1)都市計画の見直しの考え方

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・東山公園は山手植田線で分断され、公園としての一体性は失われているなかで、市は削除されない区域を公園として残す理由を、公園機能を発揮するためにまとまった公園を整備する必要があると説明しているが、整合性がとれていない。	

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P2 (第7号議案 東山公園)

(1)都市計画の見直しの考え方

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・東山公園は山手植田線で分断され、公園としての一体性は失われているなかで、市は削除されない区域を公園として残す理由を、公園機能を発揮するためにまとまった公園を整備する必要があると説明しているが、整合性がとれていない。	・東山公園は、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした総合公園として都市計画決定しています。公園は複数の都市計画道路を跨いでいますが、動植物園や運動施設など、ある程度のまとまりのある区域で供用しています。八事山田地区についても、まとまりのある樹林地を中心に公園として整備してまいります。

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P3 (第7号議案 東山公園)

(2) 緑地等の保全

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
公園整備がずっと先であれば、名古屋市の土地を含め、地域住民によって、自然環境を保全し、心豊かに過ごせる場所とすることができるようしてほしい。	借地対応区域については、2038年度以降の事業着手までの間にオアシスの森づくり事業を順次行っております。当該地区の事業内容や時期などは未定ですが、開始する際には説明会を開催し、ご意見を伺いながら検討してまいります。
公園内で緑を守りながら人が生活する、全国でどこにも見られない自然を活かした夢のあるまちづくりをしたい。	本市では、公園整備のほか、風致地区などの地域地区を活用して緑地保全施策に取り組んでおります。ご意見については関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。

(3) 生活等への影響

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
公園から外され固定資産税が増えると、これまでのような庭の管理が困難になり、安全・安心な生活が継続できなくなる。東山公園から外す案は、単なる増税の手段となっているため反対する。	都市計画公園緑地の区域内の土地は、一定の建築制限がかかるため、固定資産税の算出の基礎となる土地の評価額を減価補正しておりますが、区域から削除されるとその対象から外れ、段階的に通常の評価額に戻ることになります。
東山公園の変更については、住民説明会の内容を了解する。下池公園北側の通路は、現況道路の拡幅整備と併せ、今後も通学路として活用できるよう検討してほしい。	下池公園北側の通路については、公園北道路の方針を踏まえて公園部局と調整してまいります。
自宅周辺の私道を修理してほしい。	原則、私道は関係者が修理をしていく道路となります。なお、私道の簡易舗装については、関係地権者の同意など一定の要件を満たせば、市が工事を行う制度がありますので、ご相談ください。

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P3 (第7号議案 東山公園)

(2)緑地等の保全

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・公園整備がずっと先であれば、名古屋市 の土地を含め、地域住民によって、自然環 境を保全し、心豊かに過ごせる場所とす ることができるようにしてほしい。	

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P3 (第7号議案 東山公園)

(2)緑地等の保全

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・公園整備がずっと先であれば、名古屋市 の土地を含め、地域住民によって、自然環 境を保全し、心豊かに過ごせる場所とす ることができるようにしてほしい。	・借地対応区域については、2038年度以 降の事業着手までの間にオアシスの森づく り事業を順次行っております。当該地区の 事業内容や時期などは未定ですが、開始す る際には説明会を開催し、ご意見を伺い ながら検討してまいります。

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P3 (第7号議案 東山公園)

(2) 緑地等の保全

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
- 公園整備がずっと先であれば、名古屋市の土地を含め、地域住民によって、自然環境を保全し、心豊かに過ごせる場所とすることができるようしてほしい。 - 公園内で緑を守りながら人が生活する、全国でどこにも見られない自然を活かした夢のあるまちづくりをしたい。	- 借地対応区域については、2038年度以降の事業着手までの間にオアシスの森づくり事業を順次行っております。当該地区の事業内容や時期などは未定ですが、開始する際には説明会を開催し、ご意見を伺いながら検討してまいります。 - 本市では、公園整備のほか、風致地区などの地域地区を活用して緑地保全施策に取り組んでおります。ご意見については関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。

(3) 生活等への影響

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
公園から外され固定資産税が増えると、これまでのような庭の管理が困難になり、安全・安心な生活が継続できなくなる。東山公園から外す案は、単なる増税の手段となっているため反対する。	都市計画公園緑地の区域内の土地は、一定の建築制限がかかるため、固定資産税の算出の基礎となる土地の評価額を減価補正しておりますが、区域から削除されるとその対象から外れ、段階的に通常の評価額に戻ることになります。
- 東山公園の変更については、住民説明会の内容を了解する。下池公園北側の通路は、現況道路の拡幅整備と併せ、今後も通学路として活用できるよう検討してほしい。 - 自宅周辺の私道を修理してほしい。	- 下池公園北側の通路については、公園北道路の方針を踏まえて公園部局と調整してまいります。 - 原則、私道は関係者が修理をしていく道路となります。なお、私道の簡易舗装については、関係地権者の同意など一定の要件を満たせば、市が工事を行う制度がありますので、ご相談ください。

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P3 (第7号議案 東山公園)

(3)生活等への影響

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・公園から外され固定資産税が増えると、これまでのような庭の管理が困難になり、安全・安心な生活が継続できなくなる。東山公園から外す案は、単なる増税の手段となっているため反対する。	

■都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P3 (第7号議案 東山公園)

(3)生活等への影響

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・公園から外され固定資産税が増えると、これまでのような庭の管理が困難になり、安全・安心な生活が継続できなくなる。東山公園から外す案は、単なる増税の手段となっているため反対する。	・都市計画公園緑地の区域内の土地は、一定の建築制限がかかるため、固定資産税の算出の基礎となる土地の評価額を減価補正しておりますが、区域から削除されるとその対象から外れ、段階的に通常の評価額に戻ることになります。

■ 都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P4 (第5号議案 風致地区)

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・ 東山公園は、良好な自然的景観と居住環境が維持されている。これからの世代に良い環境をどのように残すのかを考え、将来のための都市計画をすべきであり、風致地区の指定を外すことに反対する。	

■ 都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解 P4 (第5号議案 風致地区)

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・東山公園は、良好な自然的景観と居住環境が維持されている。これからの世代に良い環境をどのように残すのかを考え、将来のための都市計画をすべきであり、風致地区の指定を外すことに反対する。	・風致地区は、都市における良好な自然的景観を維持するため、特に必要とされる地区を指定しています。東山風致地区は、東山公園を中心とする区域を指定していますが、東山公園の区域を削除した後も、用途地域を変更する沿道の一部区域を除き、風致地区の指定を継続してまいります。